

「民商法典 1」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

民商法典

第一巻

総則

第一条

この法律を民商法典(プラムアン・コットマーイ・ペーン・レ・パーニット)と呼ぶ。

第二条

この法典は仏暦二四六八年〔西暦一九二五年〕一月一日より施行する。

注 / 民商法典は施行から七〇年以上が経過し、度重なる改訂増補が実施されているが、本訳文では西暦一九九八年までの改訂増補を組み込んで訳出する。

第三条

この法典の施行日以降、この法典で規定された部分において、あるいはこの法典と相反する一連の法規を廃止する。

第一編

通則

第四条

法律は、字意に沿った法律の内容規定に拠って、またはその内容規定の意味するところに拠って、使用する。

訴訟に適用する法律がない時、その判決は地域の慣習に基づく。そうした慣習がないときは近接する法律との比較によって判決し、さらにそのような法律がないときは一般的な法律の原則に基づき判決する。

第五条

人の権利の行使においても、債務の返済においても、人はすべて誠実をもって行為をなさなければならない。

第六条

人はすべて誠実をもって行為をなすものと仮定する。

第七条

利息を支払わなければならない、かつ法律行為または法律規定によって明確に利率を決めていない場合は、年七・五%の利率を使用する。

第八条

「不可抗力の事由」とは、その事由に遭遇した者、または遭遇しなければならない者が、その立場及び状況にいる者としてしかるべき注意を払ったとしても、その発生または罪過を防止できない事由を意味する。

第九条

法律が文書にするよう求めた手続きがある時、文書を作成しなければならない者は自ら記述する必要はないが、その文書にはその者の署名がなければならない。

署名に代って文書になされる指紋押捺、十文字[編集部注 / 文盲の人のための署名方法]、捺印、またはその他の同様な印は、二人の保証人による署名があれば、署名であるものと見なす。

第二段落の内容は、係官の面前で書類になされた指紋押捺、十文字、捺印、またはその他の同様な印には適用しない。

第一〇条

文書の内容で二つの解釈が成り立つ内容がある時は、結果をもたらさない解釈ではなく、結果をもたらす解釈のほうを採用する。

第一一条

疑義のある場合、その債権及び債務で不利益を被る側の当事者に益になるよう解釈する。

第十二条

文書に金額または量が文字及び数字で記載されている場合で、文字と数字が合致しておらず、かつ真実の意志がどちらかはっきりしないとき、文字のほうの金額または量を基準とする。

第十三条

文書に金額または量が文字で複数箇所に記載されている、あるいは数字で複数箇所で記載されているが合致せず、かつ真実の意志がどちらかはっきりしない場合、最も少ない金額または量を基準とする。

第十四条

書類がタイ語を含む複数の言語で作成されている場合、それが一部にまとめられていても、または複数部にわたっていても、内容が言語によって一致せず、かつ当事者の意志がどの言語を規範にしたか

はっきりしないときは、タイ語に依拠する。

第二編

人

第一章

自然人

第一節

人の様態

第一五条

人としての様態は乳児として出生した時に始まり、死亡時に終了する。
胎児は幼児として出生後の種種の権利を有することができる。

第一六条

人の年齢の計算は誕生日から開始する。出生月だけが判明し、誕生日が判明しない場合は、その月の朔日を誕生日とし、出生月も誕生日も判明しないときは出生年の元旦から年齢を計算する。

第一七条

複数の人が災害によって死亡した場合、どの人が先に死亡したか決めることができないときは同時に死亡したものと見なす。

第一八条

人の氏名の使用権利について、他の者がその使用に反対するとき、あるいはその氏名の所有者である者が使用権の移譲を受けずに他人が同一の指名を使用することにより利益を損なうとき、氏名の所有者は当該使用者に被害の抑制を請求ことができ、以後被害が継続すると懸念するのであれば裁判所に使用禁止を命令するよう訴えることができる。

第二節

能力

第一九条

人は満二〇歳になった時に未成年者ではなくなり成年となる。

第二〇条

未成年者は第一四四八条に基づき婚姻した時、成年となる。

第二一条

法律行為をなす未成年者は法定代理人の同意を前もって得なければならない。そうした同意なしの未成年者の行為は無効になり得る。ただし別様の法律規定がある場合はその限りではない。

第二二条

未成年者は、権利を得るための行為、あるいは義務を免れるための行為であれば、その行為のすべてをなすことができる。

第二三条

未成年者は個人的な行為であれば、その行為のすべてをなすことができる。

第二四条

未成年者は、自らにとって身分相応であり、しかるべき生活の維持に必要な行為であれば、その行為のすべてをなすことができる。

第二五条

未成年者は満一五歳になれば遺言できる。

第二六条

法定代理人が目的を定めて許した未成年者の財産の処分は、その目的の範囲内で未成年者が随意にこれを処分することができる。また目的を定めずに処分を許された時、未成年者は随意にこれを処分できる。

第二七条

法定代理人は未成年者の商業上または他事業の営業に、あるいは労働雇用契約における被雇用者としての契約に同意することができる。法定代理人がしかるべき事由なく同意しなかった場合、未成年者は裁判所に許可を命じるよう申し立てることができる。

第一段落に基づく営業または労働雇用において未成年者は成年者と同一の立場を有する。

第一段落に基づき同意または許可を得た営業または労働が未成年者に損害を生起することがあれば、法定代理人は同意を取り消すことができる。あるいは裁判所が許可した場合は、法定代理人が裁判所に対し、未成年者に損害をもたらす許可を取り消すよう申し立てることができる。

法定代理人がしかるべき事由なく同意を取り消した場合、未成年者は裁判所に対し、法定代理人の同意取消を撤回させるよう申し立てることができる。

法定代理人の同意取消または裁判所の許可取消は、未成年者の成年者と同一の立場を失わせる

が、同意取消または許可取消前の未成年者の行為には影響を与えない。

第二八条

精神異常者については、配偶者、または父母、父方の祖父母、母方の祖父母、曾祖父母の先祖、または子、孫、曾孫の子孫、または保護者、補佐人、または親権者、または検察官が裁判所に禁治産者の宣告を請求し、裁判所はその精神異常者を禁治産者として宣告することができる。

第一段落に基づき裁判所が禁治産者として宣告した者は、保護下に置かれ、後見人を付ける。後見人の権限、後見人の退任はこの法典の第五巻の規定に従う。

この条に基づく裁判所の宣告は官報で告示する。

第二九条

裁判所が禁治産者として宣告した者の行為は、取り消すことができる。

第三〇条

裁判所が禁治産者として宣告した精神異常者の行為は、その者が精神異常であったときの行為であり、もう一方の当事者が、行為者が精神異常者であることを知っていたとき、その行為は取り消すことができる。

第三一条

禁治産者でなくなった事由があり、その者自身または第二八条で言及された者が裁判所に請求した時、裁判所は禁治産者宣告を取り消す。

この条に基づく裁判所の禁治産者の取消は官報で告示する。

第三二条

身体障害者または心神耗弱者、あるいは常習的な浪費放蕩癖のある者、酒薬中毒者、あるいは同じような事由がある者であるため、自ら管理できない、または自身や家族の財産を損なうおそれのある者については、第二八条に示したところに基づく者は準禁治産者の宣告を裁判所に請求し、裁判所がその者を準禁治産者として宣告することができる。

第一段落に基づき裁判所が準禁治産者として宣告した者は、補佐人による管理下に置かれる。補佐人の任命はこの法典の第五巻の規定に従う。

この法典の第五巻にある保護者の退任に係る規定を補佐人の退任にも準用する。

裁判所のこの条に基づく宣告は官報で告示する。

第三三条

精神異常を事由とした禁治産者宣告を裁判所に請求した訴えで、審理の上でその者が精神異常でなく心神耗弱と認められれば、裁判所は適宜、または第二八条に示されたところに基づく者から請求が

あった時、その者を準禁治産者として宣告することができる。あるいは心神耗弱を事由とした準禁治産者宣告を裁判所に請求した訴えで、審理の上でその者が精神異常であると認められれば、第二八条に示されたところに基づく者から請求があった時、裁判所はその者を禁治産者として宣告することができる。

第三四条

準禁治産者は以下の行為の前に補佐人の同意を得なければならない。

- (一) 財産を持ち出しての投資。
- (二) 投資した財産、元本、その他の資金の領収。
- (三) 現金の借入または貸付、有価動産の貸借。
- (四) 債務支払いが生じる保証引き受け。
- (五) 六ヶ月を超える動産の賃貸借、あるいは三年を超える不動産の賃貸借。
- (六) 贈与。ただし身分相応な慈善的、社会的なもの、あるいは徳行の義務に基づくものはその限りではない。
- (七) 条件または負担のある贈与の受諾。あるいは贈与の拒絶。
- (八) 動産または不動産の権利の取得・喪失のための行為。
- (九) 建物またはその他の建築物の建設・改良、大改修。
- (一〇) 裁判所への訴え。ただし第三五条に基づく申し立て、または管理の取消の申し立てはその限りではない。
- (一一) 和解または仲裁依頼。

第一段落で規定した以外に、準禁治産者の宣告において、準禁治産者が自身または家族の財産に損害を与える行為をなすケースがある場合、あるいは補佐人が後に請求した時、裁判所は準禁治産者に対し、その行為の前に補佐人の同意を得なければならない旨、命じる権限を有する。

準禁治産者が身体障害または心神耗弱により自ら第一段落、第二段落に規定された行為をなす能力がない場合、裁判所は補佐人にその準禁治産者に代わりその行為をなすことを命じることができる。この場合、後見人に係る規定を補佐人にも準用する。

この条に基づく裁判所の命令は官報で告示する。

この条に違反した行為は取り消すことができる。

第三五条

準禁治産者の第三四条に基づく行為に、補佐人がしかるべき事由なく同意しなかった場合、準禁治産者からの申し立てがあった時、裁判所は準禁治産者にとって利益になるのであれば、補佐人の同意を得なくてもその行為を許可することができる。

第三六条

裁判所が準禁治産者として宣告した事由がなくなったとき、第三一条の規定を準用する。

第三節

住所

第三七条

自然人の住所とは、その者が主たる居住場所としている地とする。

第三八条

自然人が別々の場所に何ヶ所も居住地を有する、または通常の就業拠点を何ヶ所も有するとき、ある場所をその者の住所と見なす。

第三九条

住所がはっきりしない場合は居所を住所と見なす。

第四〇条

主たる居住地がない、あるいは主たる就業地がなく生活を送っている自然人は、発見された場所をその者の住所と見なす。

第四一条

住所ははっきりとした変更の意志をもって居所を移したとき変更できる。

第四二条

ある行為についてのみ住所とするためにある場所を選んだとき、その行為に関してのみ、その場所を住所と見なす。

第四三条

夫婦の住所は、夫または妻がはっきりとした意志で別に住所を有する場合を除いて、夫婦として生活している居所とする。

第四四条

未成年者の住所は、保護権限行使者または保護者である法定代理人の住所とする。

未成年者が父母の保護下にある場合、父母が別々の住所を有するときは、未成年者の住所は一緒に住む父または母の住所とする。

第四五条

禁治産者の住所は、後見人の住所とする。

第四六条

公務員の住所は、暫定的・臨時的地位または一時的な任命でなければ、地位に基づく勤務地とする。

第四七条

裁判所の最終判決または法律に基づく命令による服役者の住所は、釈放されるまで刑務所または職業訓練刑務所とする。

第四節

失踪

第四八条

ある者が管理人を置かずに住所または居所からいなくなり、誰もその者の生死を知らない場合、利害関係人または検察官の請求により、裁判所はその不在者の財産の管理において必要な処分を命じることができる。

不在者が住所または居所からいなくなった日、またはその者の消息を知る者がいなくなった日から一年が経過した時、あるいは最後に会った者がいる、または消息がわかった日から一年が経過した時、第一段落に基づく者の請求により裁判所はその不在者の財産管理人を任命することができる。

第四九条

不在者が管理人を置いていたが、その委託契約が終了した、または管理人がその財産に関してその不在者に損害を与える恐れが明らかである場合、第四八条を準用する。

第五〇条

利害関係人または検察官の請求により、裁判所は管理人に対し不在者の財産目録を裁判所の命令に基づき作成するよう命じることができる。

第五一条

第八〇二条の適用下、管理人が付与された権限範囲を超えた行為が必要と判断したとき、裁判所に許可を求めなければならない、裁判所が許可した時、その行為をなすことができる。

第五二条

裁判所が任命した財産管理人は、裁判所の任命を知った日から三ヶ月以内に不在者の財産目録を作成しなければならない。ただし財産管理人は裁判所に期限の延長を求めることができる。

第五三条

第五〇条及び第五二条に基づく財産目録には、内容が正しいことを保証する二人以上の署名がなければならない。その二人の証人は不在者の配偶者または成年の親族でなければならないが、配偶者がなく、親族が見つからなかった、または配偶者・親族が署名を拒否した場合は、他の成年者を証人とすることができる。

第五四条

財産管理人は第八〇一条及び第八〇二条に基づく管理人と同一の権限を有する。財産管理人が付与された権限範囲を超えた行為が必要と判断したとき、裁判所に許可を求めなければならないが、裁判所が許可した時、その行為をなすことができる。

第五五条

不在者がある特定の件について代理人に権限を委託していたとき、財産管理人はその特定の件について介入することはできない。ただしその代理人の行為が不在者に損害を与える恐れがあれば、財産管理人は裁判所にその代理人の解任を請求することができる。

第五六条

利害関係人または検察官が請求した時、または裁判所が適当と判断した時、裁判所は以下を命令することができる。

- (一) 財産管理人に、その財産を返還するまで、不在者の財産管理にあたって担保を差し出させる。
- (二) 財産管理人に不在者の財産の現状を明らかにさせる。
- (三) 財産管理人を解任し、別の者を財産管理人に任命する。

第五七条

財産管理人の任命において、裁判所は不在者の財産から支払う財産管理人の報酬を規定することができる。裁判所が規定しなかったとき、財産管理人は裁判所に報酬を規定するよう請求することができる。

財産管理人、利害関係人、検察官が請求した時、または財産管理に係る状況に変化があったことが明らかな場合、裁判所は財産管理人の報酬を廃止、減額、増額、元に戻すよう規定し直すことができる。

第五八条

以下の場合、財産管理人は退任する。

- (一) 不在者が戻ってきた。
- (二) 不在者は戻ってきていないが、財産を自ら管理することになった、または財産管理のための代理人を置いた。

- (三) 不在者が死亡した、または裁判所が失踪者として宣告した。
- (四) 財産管理人が辞任した、または死亡した。
- (五) 財産管理人が禁治産者または準禁治産者になった。
- (六) 財産管理人が破産者となった。
- (七) 裁判所が解任した。

第五九条

第五八条(四)(五)(六)に基づく事由により財産管理人が退任した場合、財産管理人または財産管理人の相続人、相続財産管理人、後見人、管理人、管財官、財産管理人の財産管理義務を有する者は遅延なく裁判所に退任を申し立て、裁判所は財産管理人に係るしかるべき命令を出す。その間、申し立てた者は、裁判所の命令に基づき不在者の財産が移管されるまで、不在者の利益を守るために状況に即し管理しなければならない。

第六〇条

本法典の代理人についての規定を不在者の財産管理にも準用する。

第六一条

ある者が住所または居所からいなくなり、五年間にわたって誰もその者の生死を知らない場合、利害関係人または検察官の請求により、裁判所はその者を失踪者として宣告することができる。

第一段落に基づく期間は、以下のとき二年に短縮する。

- (一) その者が戦闘または戦争に参加した、あるいは戦闘または戦争の渦中で失踪したときは、戦闘または戦争が終結した日から二年。
- (二) その者が乗っていた乗り物が難破した、破壊された、行方不明になったときは、難破、破壊、行方不明になった日から二年。
- (三) その者が(一)(二)以外の危難に遭遇したとき、その危難が去った日から二年。

第六二条

裁判所が失踪者として宣告した者は、第六一条に示された期間を経過した時、死亡したものと見なす。

第六三条

裁判所が失踪者として宣告した者、または利害関係人、検察官が裁判所に請求し、裁判所が失踪者として宣告した者が存命している、第六二条で示された時点とは異なる時点で死亡したことを証明できる場合、裁判所はその失踪者の宣告を取り消す。ただしその宣告取消は、裁判所が失踪者として宣告してから宣告取消までの期間の、善意の行為の効力には影響しない。

裁判所がある者に対し失踪者宣告したことにより財産を得たが、失踪者宣告取消によりその権利を

失った者については、本法典の不当利得についての規定を準用する。

第六四条

失踪者宣告または失踪者宣告取消命令は官報で告示する。

第二章

法人

第一節

総則

第六五条

法人は本法典またはその他の法律の規定に依拠することで成立する。

第六六条

法人は、法律、定款または設立証書で規定された権限または目的の範囲で、本法典またはその他の法律の規定に基づく権利及び義務を有する。

第六七条

第六六条の適用下に、法人は自然人にのみある権利・義務を除き、自然人と同じ権利・義務を有する。

第六八条

法人の住所は主たる事務所の所在地または作業地、または定款、設立証書で住所と定めた場所とする。

第六九条

法人が複数の作業所、支所を有する場合は、その場所での活動に関しては作業所、支所の所在地を住所と見なす。

第七〇条

法人は、法律、定款、設立証書の規定に基づき、一人または複数の理事がいなければならない。法人の目的は法人の理事により体现される。

第七一条

法人が複数の理事を有する場合、法人の活動はその法人の理事の過半数の意見に従う。ただし法

律、定款、設立証書に別様の規定がある場合を除く。

第七二条

法人理事の変更、または法人理事の権限の制限、変更は法律、定款、設立証書に基づいていれば効力を持つが、善意の第三者には対抗しえない。

第七三条

法人の理事数に欠員があり、欠員によって損害が生じると信じられる事由があれば、利害関係人、検察官からの請求があった時、裁判所は仮理事を選任することができる。

第七四条

法人の利害と法人理事の利害が相反するときは、その法人理事はその件において代理権者となることはできない。

第七五条

第七四条に基づく場合で、残りの法人理事がいない、または残りがいてもその数では会議が成立しない、その件で活動できないときは、法律、定款、設立証書で別様の規定がある場合を除き、第七三条の規定内容を準用して特別代理人を選任する。

第七六条

法人理事または法人代行権限者の義務に基づく行為が他者に損害を与える事由となったときは、その法人はその損害に対する賠償金支払いに責任を有する。ただしそのことは損害を起こした者に対する賠償請求権に影響を及ぼさない。

他者への損害が法人の目的、権限範囲を逸脱した行為によってもたらされたときは、その行為を認めた者またはその行為者となった第一段落に基づく一連の者は、その被害者への賠償金支払いに連帯責任を有する。

第七七条

本法典の代理人についての規定内容を、法人と法人理事の関係、及び法人または法人理事と第三者との関係にも準用する。

第二節

協会(公益社団)

第七八条

連続統合した形態を有し、利益または売上を追求し、それを配当するのではない活動のための協会

の設立にあたっては、
本法典に基づく定款を有し、登記しなければならない。

第七九条

協会の定款には少なくとも以下の事項がなければならない。

- (一) 協会の名称。
- (二) 協会の目的。
- (三) 主たる事務所及び支所の所在地。
- (四) 会員の募集方法、会員資格の喪失方法。
- (五) 会費。
- (六) 協会の理事会に係る規定。すなわち理事数、理事の任命、理事の任期、理事の退任、理事会の会議に係る規定。
- (七) 協会運営、会計、資産に係る規定。
- (八) 総会に係る規定。

第八〇条

協会は名称の中に「協会(サマーコム)」の語句を使用しなければならない。

第八一条

協会の登記申請は、協会の三人以上の会員予定者が共同で、文書をもって主たる事務所の設立予定地の登記官に対し、定款、一〇以上の会員予定者の氏名、住所、職業、協会の理事予定者の氏名、住所、職業と共に申請する。

第八二条

登記官は、登記申請を定款と共に受理し、申請が第八一条に基づき正しくなされ、定款が第七九条に基づいており、協会の目的が法律または公序良俗に反せず、公共の安寧、国家安全保障を損なわず、申請または定款に記された事項が協会の目的と整合しており、その協会の理事予定者が協会の目的に基づく活動に相応しい地位と状態にあると判断した時、登記し、登記証明書をその協会に発行すると共に、協会の設立を官報で告示する。

登記官が、申請または定款が第八一条、第七九条に基づいていない、あるいは申請または定款に記された事項が協会の目的と整合せず、理事予定者が協会の目的に基づく活動に相応しくない地位と状態にあると判断した場合は、登記申請人に対し改定変更を命じる。改定変更が正しくなされた時、登記官はその協会を登記し、登記証明書を発行する。

登記官が、協会の目的が法律または公序良俗に反する、または公共の安寧、国家安全保障を損なうと判断した、あるいは申請人が登記官の命令を知ってから三〇日以内に正しく改定変更しなかった場合は、登記せず、遅滞なく申請人に対しその事由と共に通知する。

登記申請人は登記却下に対する不服を内務大臣に申し立てる権利を有する。その申し立ては登記却下通知を受け取った日から三〇日以内に登記官に文面をもって行なう。

内務大臣は不服申立てを判定し、登記官が不服申立てを受理してから九〇日以内に不服申立人に判定結果を通知する。内務大臣の判定は最終的なものとする。

第八三条

協会は登記をもって法人となす。

第八四条

協会の定款の改訂増補は総会の決議によって行なうことができ、協会は改訂増補した定款を決議日から一四日以内に主たる事務所の所在地の登記官に提出する。このとき第八二条の規定内容を準用する。登記官が登記した時、効力を生じる。

第八五条

協会の理事の新任、または理事の変更は協会の定款に基づき実施し、協会は理事選任または変更から三〇日以内に主たる事務所の所在地の登記官に届け出る。

登記官が第一段落に基づく理事について協会の目的に基づく活動に相応しくない地位、状態にあると判断した場合、登記官はその理事の登記を却下することができる。登記官が協会の理事の登記を却下した場合、登記官は登記届け出から六〇日以内に登記却下の事由を協会に通知する。このとき第八二条第四段落および第五段落の内容規定を準用する。

協会の新理事が登記されない間、協会の定款に別様の規定がない限りにおいて、新理事が登記されるまで協会の旧理事が協会の理事としての職務を果たす。

第八六条

総会の監督下に、協会の理事会を法律及び定款に基づく協会の運営者とする。

第八七条

協会の理事会は外部者に係る業務において協会の代表者とする。

第八八条

すでになされた協会理事会の業務は、事後に協会理事の選任または資格に係る欠落が明らかになったとしても、その業務は効力を有する。

第八九条

協会の会員は、協会の業務時間時間内において協会の業務及び資産を監査する権利を有する。

第九〇条

協会の会員は、協会の定款が別様に規定している場合を除き、入会日または会費支払い期間の開始日に会費全額を支払わなければならない。

第九一条

協会の会員は、協会の定款が別様に規定している場合を除き、いつでも退会することができる。

第九二条

各会員は、その会員が支払っていない会費額を超えない範囲で、協会の債務に責任を有する。

第九三条

協会の理事会は、年に少なくとも一回、通常総会を開かなければならない。

第九四条

協会の理事会は、必要と認められる時、臨時総会を召集することができる。

全会員の五分の一以上の会員、または一〇〇人以上の会員、あるいは定款で定められた人数以上の会員は、協会理事会に対し、臨時総会の召集を文書で要求することができる。要求書には総会召集の目的を明示しなければならない。

第二段落に基づく臨時総会召集の要求書を受け取った時、協会理事会は、要求書を受け取った日から三〇日以内に臨時総会を召集する。

協会理事会が第三段落に基づく期間内に臨時総会の召集をしなかったときは、要求者である会員、または第二段落に規定された会員数以上のその他の会員は自ら総会を召集することができる。

第九五条

総会の召集において、協会の理事会は総会開催日から七日前までに協会の会員名簿に記載されたすべての会員に総会開催書を送付しなければならない。あるいは総会開催日から七日前までに地域で流布している新聞一紙に二回以上にわたって公告を掲載してもよい。

総会召集にあたっては場所、日時、議事日程を示さなければならない。公告による総会召集であれば必要に応じ会員に関係詳細、書類も送付しなければならない。当該詳細、書類は総会招集者が規定した場所に用意され、要求した会員に配布しなければならない。

第九六条

協会の総会は、全会員の半数以上の会員が出席したとき成立する。ただし協会の定款で別様の総会成立要件が規定されている場合を除く。

総会において、規定に基づき会議が成立せず、その総会が会員の要求によって召集されものである場合はとりやめとする。会員の要求によらない総会である場合は、協会の理事会が最初の総会開催

日から一四日以内にもう一度会議を召集する。後のほうの総会には会議成立要件を適用しなくともよい。

第九七条

総会の決議は多数決による。ただし協会の定款で特別に多数決を特例としていた場合を除く。会員一人は表決において一票を有する。票数が同数の場合は総会の議長が決定票を投じる。

第九八条

会員は別の会員に、総会出席及び投票を委任することができる。ただし協会の定款に別様の規定がある場合を除く。

第九九条

ある件について議決がある場合、協会の理事または会員でその件について利害を有する場合は、その理事または会員はその件について投票することはできない。

第一〇〇条

ある総会において、協会の定款または本節の内容規定に従っていない、あるいは違反して総会を開いた、または決議をしたとき、会員または検察官はその総会における決議を取り消すよう命じることを裁判所に申し立てることができる。ただしその申立は総会が決議した日から一ヶ月以内に申し立てなければならない。

第一〇一条

協会は以下の事由により解散する。

- (一) 定款に定められた解散事由があった時。
- (二) 協会が期限付きで設立され、その期限が来た時。
- (三) 協会がある事業のために設立され、その事業が終了した時。
- (四) 総会で解散を決議した時。
- (五) 協会が破産した時。
- (六) 登記官が第一〇二条に基づき登記を取り消した時。
- (七) 裁判所が第一〇四条に基づき解散を命じた時。

第一〇二条

登記官は以下の場合に協会の登記を取り消す権限を有する。

- (一) 協会の目的が法律または公序良俗に反している、あるいは公衆の安寧または国家安全保障を損なう恐れのあることが登記後に明らかになり、登記官が改定を命じたが、協会が登記官の定めた期限内に改定に応じなかった時。

(二)協会の業務が法律または公序良俗に反している、あるいは公衆の安寧または国家安全保障を損なう恐れのあることが明らかになった時。

(三)協会が二年以上にわたって業務を休止した時。

(四)協会が理事または会員でない者をして協会の業務実行者とした、あるいは放置した。

(五)会員が二年以上にわたって一〇人未満しかいなかった。

第一〇三条

登記官は、第一〇二条に基づき協会の登記を取り消した時、その取り消しを遅滞なくその協会に事由と共に通知し、官報において協会の解散を告示する。

一人の理事または三人以上の会員は第一段落に基づく登記官の取消命令に対する不服を内務大臣に申し立てる権利を有する。申立は文面をもって取り消し通知のあった日から三〇日以内に登記官に提出する。このとき第八二条第五段落の内容規定を準用する。

第一〇四条

第一〇二条の場合があった時、利害関係人は登記官に対し協会の登記取り消しを請求することができる。登記官がしかるべき期間内に請求人に事由を示さずに請求に基づく行動を取らない、あるいは登記官が事由を通知したが、請求人がその事由に不服である場合、請求人は裁判所にその協会の解散を命じるよう申し立てる。

第一〇五条

協会が第一〇一条(一)(二)(三)(四)に基づく解散事由のある時、協会解散時に在任中の協会理事会は解散日から一四日以内に登記官に解散を届け出る。

裁判所が、第一〇一条(五)に基づく協会の破産を最終判決した、または宣告した、あるいは第一〇四条に基づき協会の解散を最終命令した場合は、当該判決または宣告命令を登記官に通知する。

登記官は協会の解散を官報で告示する。

第一〇六条

協会解散があった場合、清算し、第三巻第二二編の登録パートナーシップ、有限会社、株式会社の清算についての規定内容を協会の清算にも準用する。

第一〇七条

清算が終了した時、残余財産があっても、それをその協会の会員に分与してはならない。その残余財産は協会の定款で指名されたところに基づき、協会または財団、あるいは社会慈善事業に係る目的を有する法人に帰属する。定款が指名していないときは総会の決議に従う。定款または総会が当該財産の帰属先を指名していない、あるいは指名したが実行が不可能なときは、その残余財産は国庫に帰属する。

第一〇八条

登記官が保管している協会に係る書類の閲覧を望む者、または登記官に当該書類の謄本をその内容保証とともに望む者は、登記官に請求する。登記官は省令規定に基づく手数料が払い込まれた時、その請求に基づき執行する。

第一〇九条

内務大臣を本節の内容規定に基づく主務大臣とし、内務大臣は登記官の任命と以下に係る省令制定の権限を有する。

- (一) 登記申請及び登記。
 - (二) 登記手数料、書類閲覧手数料、書類謄本保証手数料、協会に係る登記官の執行請求手数料、及び以上の手数料の廃止。
 - (三) 協会の業務及び登録。
 - (四) 本節の内容規定に基づくその他の執行。
- 省令は官報告示をもって施行することができる。

第三節

財団

第一一〇条

財団とは、利益追求及びその配当を目的とせず、本法典の内容規定に基づき登記された社会慈善、宗教、芸術、科学、文学、教育またはその他の公益の目的のためにささげられた財産である。

財団の財産の運用は、財団の目的に沿った活動のためになされなければならない、ある者の利益追求に使用されてはならない。

第一一一条

財団には定款がなければならず、法律及び財団の定款に基づく財団の業務運営者たる三人以上の理事からなる理事会がなければならない。

第一一二条

財団の定款には少なくとも以下の事項がなければならない。

- (一) 財団の名称。
- (二) 財団の目的。
- (三) 主たる事務所及び支所の所在地。
- (四) 財団の設立時財産。
- (五) 財団の理事会に係る規定。すなわち理事数、理事の任命、理事の任期、理事の退任、理事会の

会議に係る規定。

(六)財団運営、財団の財産運用、財団の会計に係る規定。

第一一三条

財団は名称の中に「財団(ムーンラニティ)」の語句を使用しなければならない。

第一一四条

財団の登記申請は、財団設立希望者が文書をもって、主たる事務所の設立予定地の登記官に対し申請する。申請にあたっては定款とともに、少なくとも財産の所有者、財団にささげられる財産の内容、定款、理事の氏名、住所、職業が示されていないといけない。

第一一五条

登記官は、登記申請を受理し、申請が第一一四条に基づき正しくなされ、定款が第一一二条に基づいており、協会の目的が第一一〇条に基づいているうえ、法律または公序良俗に反せず、公共の安寧、国家安全保障を損なわず、申請または定款に記された事項が財団の目的と整合しており、その財団の理事予定者が財団の目的に基づく活動に相応しい地位と状態にあると判断した時、登記し、登記証明書をその財団に発行するとともに、財団の設立を官報で告示する。

登記官が、申請または定款が第一一四条、第一一二条に基づいていない、あるいは申請または定款に記された事項が財団の目的と整合していない、理事予定者が財団の目的に基づく活動に相応しくない地位と状態にあると判断した場合は、登記申請人に対し改定変更を命じる。改定変更が正しくなされた時、登記官はその財団を登記し、登記証明書を発行する。

登記官が、財団の目的が第一一〇条に基づかない、あるいは法律または公序良俗に反する、公共の安寧、国家安全保障を損なうと判断した、あるいは申請人が登記官の命令を知ってから三〇日以内に正しく改定変更しなかった場合は、登記せず、遅滞なく申請人に対しその事由と共に通知する。

登記申請人は登記却下に対する不服を内務大臣に申し立てる権利を有する。その申し立ては登記却下通知を受け取った日から三〇日以内に登記官に文面をもって行なう。

内務大臣は不服申立てを判定し、登記官が不服申立てを受理してから九〇日以内に不服申立人に判定結果を通知する。内務大臣の判定は最終的なものとする。

第一一六条

登記官が財団を登記する前においては、財団設立申請人は文面をもって登記官に財団設立の取消を申請する権利を有する。この財団設立取り消し申請の権利は相続人に相続できない。

財団設立申請人が複数いる場合、ある財団設立申請人が財団設立取り消しの権利を行使したとき、その財団設立申請は手続きを休止する。

第一一七条

財団設立申請人が財団を登記する前に死亡した場合、死亡人がすでに申請した財団設立申請を取り消すことを遺言していなかったときは、死亡人が登記官に申請した財団設立申請は有効とし、相続人または相続財産管理人、死亡人が委任した者が以後、財団設立申請人として手続きを進める。財団設立人が死亡してから一二〇日以内にそれらの者が手続きを進めなかったときは、利害関係人または検察官が財団設立申請人として以後の手続きを進めることもできる。

死亡人の遺志に基づいて財団を設立することができない場合、死亡人がこの件について別様の遺言を残していないときは、第一六七九条第二段落の内容規定を準用する。第一六七九条第二段落に基づく遂行ができない、または第一一五条に基づかず財団が設立されたときは、そのささげられた財産は死亡人の遺産に帰属する。

第一一八条

第一六七六条に基づき財団設立が遺言された場合、第一六七七条第一段落に基づき財団を設立しなければならない義務を有する者は、第一一四条及び本条の内容規定に従い手続きを進める。

第一段落に基づき財団を設立しなければならない義務を有する者が、財団設立の遺言を知った日、または知り得た日から一二〇日以内に財団設立登記を申請しなかったときは、利害関係人または検察官が財団設立申請人になることができる。

財団登記申請人が第一一五条に基づき登記官の命令に従って正しく改定変更しなかったことにより、登記官が財団登録を却下したとき、利害関係人または検察官がその財団設立申請人になることができる。

本条に基づく財団設立申請人は第一一六条に基づき財団設立取り消しを申請することはできない。

登記官に対しその遺言には財団設立事項がないと主張する反対者がいる場合、登記官はその反対者に対し、登記官の通告から六〇日以内に裁判所に異議申立するよう通告し、裁判所の判決または命令に基づく手続きのために、登記審査を中止する。反対者が期限内に裁判所に異議申立しなかったときは、登記官はその財団の登記審査を続ける。

第一一九条

財団設立の遺言に一一二条(一)(四)(五)(六)に基づく事項に係る規定がないとき、第一一八条に基づく申請人は当該事項を定めることができる。もし異議のある利害関係人があれば、登記官はしかるべき命令を下し、申請人及び反対者に通告するとともに、申請人または反対者が当該命令に不服の場合は登記官の通告から六〇日以内に裁判所に不服を申し立てることも通告し、裁判所の判決または命令に基づく手続きのために、登記審査を中止する。反対者が期限内に裁判所に不服申立しなかったときは、登記官はその命令に基づき財団の登記審査を続ける。

第一二〇条

同一の被相続人の遺言に基づき複数の者が財団設立を申請した場合で、申請内容が一致しないときは、登記官が申請人を呼び、合意させる。申請人が合意のために出頭しなかった、もしくは期限内に

合意しなかったときは、登記官はしかるべき命令を下し、第一一九条の内容規定を準用する。

第一二一条

財団が登記された時、財団設立申請人が存命であれば、財団設立のためさげられる財産は、登記官が財産を登記した日から以後、財団に帰属する。

登記官が財団を登記する前に財団設立申請人が死亡した場合は、財団を登記した時、財団設立のためにさげられた財産は、財団設立申請人の死亡時以後、財団に帰属する。

第一二二条

財団は登記をもって法人となす。

第一二三条

財団の理事会は外部者に係る業務において財団の代表者とする。

第一二四条

すでになされた財団理事会の業務は、事後に財団理事の選任または資格に係る欠落が明らかになったとしても、その業務は効力を有する。

第一二五条

財団の理事の新任、または理事の変更は財団の定款に基づき実施し、財団は理事選任または変更から三〇日以内に主たる事務所の所在地の登記官に届け出る。

登記官が第一段落に基づく理事について財団の目的に基づく活動に相応しくない地位、状態にあると判断した場合、登記官はその理事の登記を却下することができる。登記官が財団の理事の登記を却下した場合、登記官は登記届け出から六〇日以内に登記却下の事由を財団に通知する。このとき第一一五条第四段落および第五段落の内容規定を準用する。

財団の理事が退任し、財団理事がいなくなった、または財団理事が残っていたとしても職務を遂行できない場合、財団の定款が別様の規定をしていないときは、退任した財団の理事が登記官が新たな財団の理事の登記を通知するまで引き続き職務を果たす。

第一二九条に基づく裁判所命令により退任した財団の理事は、第三段落に基づく職務の遂行ができない。

第一二六条

第一二七条の適用下に、財団の理事会は財団の定款を改訂増補する権限を有する。ただし財団の定款が改訂増補の原則、方法を規定していたときは、改訂増補は定款の規定に基づかなければならず、財団はその改訂増補した定款を登記するため、改訂増補した日から三〇日以内に登記官に届け出る。このとき第一一五条の内容規定を準用する。

第一二七条

第一一二条(二)に基づく財団の定款事項の改訂増補は、以下の場合に限って行なうことができる。

- (一)財団の目的に基づく業務遂行を可能にするため。
- (二)状況の変化により財団の目的の有益性が低下した、もしくは財団の目的にかなった業務遂行ができず、かつ改訂増補した財団の目的が元の目的と近接している。

第一二八条

登記官は財団の活動が法律及び財団の定款に基づくよう査察、監督する権限を有する。このために登記官または登記官が文面で委任した係官は以下の権限を有する。

- (一)財団の理事、職員、雇員に財団の業務にかかる事実関係を証言させる、またはそれらの者を召喚する、もしくは検査のために財団の会計帳簿または諸書類の提出を文面をもって命じる。
- (二)財団の業務を検査するために日照時間内に財団事務所に立ち入る。

第一段落に基づく執行において、登記官であれば身分証明書を、委任された係官であれば身分証明書と登記官の委任状を関係人に提示する。

第一二九条

財団の業務にあたる財団の理事が財団に損害をもたらした、もしくは法律または財団の定款に違反して業務を遂行した、もしくは財団の目的に基づく業務遂行にとって相応しくない地位、状態にあるとみなされる場合、登記官、検察官または利害関係人は裁判所にその者の財団理事解任命令を出すよう請求することができる。

第一段落に基づく行為が財団理事会による行為である場合、もしくは財団理事会がしかるべき事由なく財団の目的に沿った活動をしていないことが明らかになった場合、登記官、検察官または利害関係人は裁判所にその財団理事全員の解任命令を出すよう請求することができる。

裁判所が第一段落または第二段落に基づく財団の理事または理事会の解任を命じた場合、裁判所は解任した理事または理事会に代る理事または理事会を任命することができる。裁判所が理事任命を命じた時、登記官はそれに従い登記手続を行なう。

第一三〇条

財団は以下の事由により解散する。

- (一)定款で規定された解散事由が生じた時。
- (二)財団が期限付きで設立され、その期限が来た時。
- (三)財団がある目的をもって設立され、その目的を成就した、もしくはその目的が不可能になった。
- (四)その財団が破産した時。
- (五)裁判所が第一三一条に基づき財団の解散を命じた時。

第一三一条

登記官、検察官、または利害関係人は以下の場合に、裁判所に財団の解散を命じるよう請求することができる。

- (一) 財団の目的が法律に反していることが明らかになった時。
- (二) 財団が法律または公序良俗に反する行為をなした、もしくは公衆の安寧、国家安全保障を損なう恐れが明らかになった時。
- (三) 事由のいかんによらず財団が業務を継続できなくなった、もしくは二年以上にわたって活動を休止した時。

第一三二条

財団が第一三〇条(一)(二)(三)に基づき解散しなければならない時、解散時に在任中の理事会は解散日から一四日以内に登記官に解散を届け出る。

裁判所が第一三〇条(四)に基づく財団の破産を確定判決した、または宣告した、もしくは第一三一条に基づき財団の解散を最終命令した場合は、当該判決または命令を登記官に通知する。

登記官は財団の解散を官報で告示する。

第一三三条

財団の解散があった場合、清算し、第三卷第二二編の登録パートナーシップ、有限会社、株式会社の清算についての内容規定を財団の清算にも準用する。清算人は登記官に清算を報告し、登記官はその報告を承認する。

第一三四条

清算が終了した時、その残余財産は財団の定款で指名されたところに基づき、第一一〇条に基づく目的を有する財団または法人に帰属する。定款が財団または法人を指名していないときは、検察官、清算人、または利害関係人が裁判所に、その財団の目的に近似した目的を有することが明らかな財団またはその他の法人に配分するよう請求することもできる。

その財団が裁判所によって第一三一条(一)または(二)に基づき解散命令を受けた、もしくは第一段落に基づく財産の配分ができそうもないとき、財産は国庫に帰属する。

第一三五条

登記官が保管している財団に係る書類の閲覧を望む者、または登記官に当該書類の謄本をその内容保証とともに望む者は、登記官に請求する。登記官は省令規定に基づく手数料が払い込まれた時、その請求に基づき執行する。

第一三六条

内務大臣を本節の内容規定に基づく主務大臣とし、内務大臣は登記官の任命と以下に係る省令制

定の権限を有する。

(一) 登記申請及び登記受理。

(二) 登記手数料、書類閲覧手数料、書類謄本保証手数料、財団に係る登記官の執行請求手数料、及び以上の手数料の廃止。

(三) 登記官及び係官の身分証明書様式。

(四) 財団の業務及び登録。

(五) 本節の内容規定に基づくその他の執行。

省令は官報告示をもって施行することができる。

第三編

物

第一三七条

物(サップ)とは有体物を意味する。

第一三八条

財産(サップシン)とは物及び有価で所有可能な無体物を意味する。

第一三九条

不動産(アサンハーリムサップ)とは、土地及び恒久的またはその土地と一体となったその定着物を意味するとともに、土地またはその定着物に係る物権も意味する。

第一四〇条

動産(サンハーリムサップ)とは不動産以外の財産を意味するとともに、その財産に係る権利も意味する。

第一四一条

可分物(サップ・バーンダイ)とは、はっきりと分割でき、その分割されたそれぞれの部分が別個に完結した形を有する物を意味する。

第一四二条

不可分物(サップ・バーンマイダイ)とは、物としての性質の変化を伴わずに分割することができない物を意味するとともに、分割できないことが法律で規定された物も意味する。

第一四三条

不融通物(サップ・ノークパニット)とは、所有できない物及び合法的に取引できない物を意味する。

第一四四条

従物(スワンクワップ・コーン・サップ)とは、物性または習慣上、その物であらしめているところの重要部分であり、その物に瑕疵、破損、変形、変質を与えることなく分割できない部分を意味する。

物の所有者はその従物の所有権も有するものとする。

第一四五条

立木はその木が生えている土地の従物である。

一年草または年に一回もしくは複数回収穫のある穀物は土地の従物ではない。

第一四六条

一時的に土地または建物に付属している物は、その土地または建物の従物とはみなさない。他人の土地に権利を有し、その土地内に建造した建物またはその他の建造物についても従物とはみなさない。

第一四七条

設備(ウパコーン)とは、慣習、または主物(サップ・ティー・プラターン)の所有者の明確な意志により、主物の使用管理または維持のために主物とともに常用し、物の所有者が主物に取り付けた、または組み込んだ、もしくはその主物と共に使用するためその他の措置を施した動産を意味する。

主物から一時的に分離された設備は、いぜんとしてその主物の設備であるとする。

設備は主物に付属する。ただし別様の規定がある場合はその限りではない。

第一四八条

物の果実には天然果実と法定果実とがある。

天然果実(ドークポン・タマダー)とは、通常的な物の所有または使用により、自然に物そのものから生じ、その元物から分離した時に収取できる産出物を意味する。

法定果実(ドークポン・ニティナイ)とは、物の使用の対価としてその元物の所有者が他者から受け取り、日割り、または規定された期間に基づき計算、収取できる財産またはその他の利得を意味する。

第四編

法律行為

第一章

総則

第一四九条

法律行為(ニテイクム)とは、権利の発生、変更、移転、保全、抑制のために、人と人の間の法律関係を直接規定する、法律及び意思に基づきなされる行為を意味する。

第一五〇条

法律によってはっきりと禁止された、公序良俗を逸脱、または公序良俗に反する目的を持った行為は無効とする。

第一五一条

法律の内容規定と異なる行為は、その法律が公序良俗に係る法律でないとき、無効とはならない。

第一五二条

法律が規定した形式に従っていない行為は無効となる。

第一五三条

人の能力に関する法律の内容規定に従っていない行為は取り消しうる。

第二章

意志表示

第一五四条

意思表示は、表意者がその真意とは違うことを知りながら行なったとしても、その意思表示を無効とする事由とはならない。ただし相手方がその表意者の真意を知り得る場合はその限りではない。

第一五五条

相手方と謀っての虚偽の意思表示は無効とする。ただし善意の第三者で、その虚偽の意思表示により損害を受ける者には対抗できない。

第一段落に基づく虚偽の意思表示が、他の法律行為をごまかすために行なわれたときは、詐欺にあった法律行為に係る法律の内容規定を準用する。

第一五六条

法律行為の要素に錯誤のある意思表示は無効とする。

第一段落に基づく法律行為の要素の錯誤とは、法律行為の形態における錯誤、法律行為当事者である人に関する錯誤、法律行為の対象となる財産に関する錯誤などである。

第一五七条

人または財産の性質に錯誤のある意思表示は取り消しうる。

第一段落に基づく錯誤は、その取り消しうる当該錯誤がなければその行為は行なわれない、通常重要部分と見なされる性質における錯誤でなければならない。

第一五八条

表意者の重大な過失から生じた第一五六条、第一五七条に基づく錯誤は、その錯誤をもって表意者は自身の利益となるよう利用してはならない。

第一五九条

詐欺によってなされた意思表示は取り消しうる。

第一段落に基づく取り消しうる詐欺は、その詐欺がなければ、その取り消しうる行為は行なわれないほどの程度でなければならない。

一方の当事者が第三者の詐欺にあい意思表示したとき、その意思表示はもう一方の当事者がその詐欺を知った、または知りえた時に取り消しうる。

第一六〇条

第一五九条に基づく詐欺にあったことによる取り消しの主張は、善意の第三者には対抗できない。

第一六一條

詐欺が通常の容認度を越えて一方の当事者が容認することになった誘引の事由になったとしても、その当事者は行為の取り消しを主張できない。ただしその詐欺により生じた損害の賠償を求めることはできる。

第一六二条

双方の当事者のいる法律行為において、一方の当事者がもう一方の当事者の知らない事実または性質を故意に伝えなかった行為は、その未伝達がなければその法律行為は起り得なかったと証明できれば、詐欺となる。

第一六三条

双方の当事者が詐欺行為をお互いに働いていたときは、一方がもう一方の詐欺を取りたて行為の取り消しを、または損害賠償を求めることはできない。

第一六四条

強迫を受けた意思表示は取り消しうる。

取り消しうる強迫とは、危険が差し迫っており、その強迫がなければその行為が行なわれなかったほどの重大さと程度をもって脅迫を受けた者を恐怖させる強迫でなければならない。

第一六五条

通常の権利の行使は強迫とはならない。
信仰、畏敬による行為は、強迫による行為とはみなさない。

第一六六条

強迫は、第三者が強迫者でなければ、意思表示を取り消しうる。

第一六七条

錯誤、詐欺、強迫があった場合の判定においては、表意者の性別、年齢、地位、健康、精神状態からその行為に係る状況、環境まで慎重に考慮する。

第一六八条

対面による意思表示は、意思表示を受ける者がその意思表示を知った時から効力を生じる。このこと
はある者がもう一人の者に電話、またはその他の通信道具、もしくは同様の連絡可能な方法によって
意思表示したときにも適用する。

第一六九条

隔地者への意思表示は、その意思表示を受ける者に到達したときに効力を生じる。ただしその意思
表示が相手方に到達する前に、または同時に撤回が相手方に到達したときは、その意思表示は効力
を持たない。

意思表示は、表意者が意思表示を発した後に死亡した、または裁判所から禁治産者、準禁治産者の
宣告を受けたとしても、その効力は妨げられない。

第一七〇条

未成年者または裁判所が禁治産者、準禁治産者として宣告した者への意思表示は、その意思表示
を受ける者に対抗できない。ただし意思表示を受ける者の法定代理人、後見人、管理人がその意思表
示を知っていた、または前もって承諾していた場合はその限りではない。

第一段落の内容は、その意思表示が法律によって身成年者または禁治産者が一人で行なうことの
できる行為に係るものであるときは適用しない。

第一七一条

意思表示の解釈は、口頭または文字の証言よりも意思の事実関係に注目する。

第三章

無効及び取消

第一七二条

無効の行為は追認し合うことはできず、利害関係人は無効における損害を訴えることができる。
無効により財産を返還しなければならない場合、本法典の不当利得の条項を準用する。

第一七三条

法律行為の一部が無効であるとき、その法律行為はすべて無効となる。ただし当事者が一部行為を無効部分から分離する意思を示した場合が推定されるときはその限りではない。

第一七四条

当事者が初めからその行為が無効であることを知りながら、無効でない別様の法律行為をなしたと推定されるとき、無効行為が無効でない別の法律行為になった場合、無効でない法律行為であるものとみなす。

第一七五条

取り消すべき行為は、以下の者が取り消すことができる。

(一) 法定代理人または成人となった未成年者。ただし法定代理人の承諾を得ていれば、未成年者であっても成年になる前に取り消すことができる。

(二) 裁判所が禁治産者または準禁治産者として宣告した者が、禁治産者または準禁治産者でなくなった時。もしくは後見人、管理人。ただし管理人の承諾を得ていれば、準禁治産者は準禁治産者でなくなる前に取り消すことができる。

(三) 錯誤を理由とする、または詐欺、強迫を受けた表意者。

(四) 取り消されるべき行為をなした第三〇条に基づく精神異常者が、精神異常でなくなった時。

取り消されるべき法律行為をなした者が、取り消す前に死亡したときは、その相続人が取り消すことができる。

第一七六条

取り消しうる行為は取り消された時、初めから無効であるものとみなし、当事者は元の立場に戻る。元の状態に戻せないときは損害賠償を代りに受け取る。

ある行為が取り消しうる行為であることを知っていた、または知ることができた者は、取り消された時、それを知っていた、または知ることができた日から、その行為が無効であることを知っていたものとみなす。

取り消しうるべき行為を取り消した日から一年が経過した時、第一段落に基づき元の立場に戻ったことで生じる請求権は行使することを禁じる。

第一七七条

第一七五条に基づく取消権者が取り消しうる行為を追認したとき、その行為は初めから有効であった

ものとみなすが、第三者の権利には影響しない。

第一七八条

取り消しうる行為の取り消し、または追認は、身元のはっきりした相手方への意思表示をもって行なう。

第一七九条

取り消しうる行為の追認は、その取り消し事由がなくなった時に有効となる。

裁判所が禁治産者、準禁治産者として宣告した者、または取り消しうる法律行為をなした第三〇条に基づく精神異常者は、禁治産者または準禁治産者でなくなった時、もしくは精神異常でなくなった時、取り消しうる行為を追認することができる。

取り消しうる法律行為をなした者の相続人は、法律行為をなした者が死亡した時から、取り消しうる行為を追認することができる。ただしその死亡人の取り消しうる行為の取消権がなくなっていた場合を除く。

第一段落、第二段落の内容規定は法定代理人、後見人、管理人による追認には適用しない。

第一八〇条

第一七九条に基づき追認できる時点より後に、第一七五条に基づく取消権者によって取り消しうる行為に係る以下の状況が生じたとき、はっきりとした権利保護がなければ、追認したものとみなす。

- (一) 全部または一部の債務返済履行。
- (二) 債務返済の請求。
- (三) 債務再構成。
- (四) 担保の供与。
- (五) 全部または一部の権利または義務の移譲。
- (六) その他追認と見なされる行為。

第一八一条

追認できる時から一年が経過した時、またはその取り消しうるべき法律行為がなされた時から一〇年が経過した時、取消権は消滅する。

第四章

条件および期限

第一八二条

将来実現するかどうか不明の事由がある時、法律行為が効力を持つか消滅するかを定めた事項を条件と呼ぶ。

第一八三条

停止条件付きの法律行為は条件成就の時点からその効力を生じる。

解除条件付きの法律行為は条件成就の時点からその効力を失う。

法律行為の当事者が条件成就の効果をその成就以前に遡らせる意思を共に表示したときは、その意思に従う。

第一八四条

条件付き法律行為の当事者は、条件の成否が未定の間、条件の成就によってその行為より生じるべき相手方の利益を害することはできない。

第一八五条

条件の成否が未定の間における当事者の権利義務は、法律に従ってこれを処分、相続、保存、または担保することができる。

第一八六条

条件の成就によって不利益を被る当事者が、故意にその条件の成就を妨害したときは、その条件は成就したものとみなす。

条件の成就によって利益を得る当事者が、故意にその条件を成就させたときは、その条件は成就しなかったものとみなす。

第一八七条

条件が法律行為をなした時にすでに成就していた場合、その条件が停止条件であればその法律行為は条件がなかったものとみなし、解除条件であればその法律行為は無効とみなす。

法律行為をなした時に条件の不成就が確定していた場合、その条件が停止条件であればその法律行為は無効とみなし、解除条件であればその法律行為は条件がなかったものとみなす。

第一段落に基づく条件の成就、第二段落に基づく条件の不成就を当事者が知らなかった間は、当事者は第一八四条及び第一八五条に基づく権利義務をいぜんとして有する。

第一八八条

不法な条件、または公序良俗に反する条件を有する法律行為は無効とする。

第一八九条

不能の停止条件付きの法律行為は無効とする。

不能の解除条件付きの法律行為は条件がなかったものとみなす。

第一九〇条

停止条件付きの法律行為は、その条件が債務者の意思いかんに係るときは無効とする。

第一九一条

法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は期限が到来するまで、これを請求することはできない。

法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は期限が到来した時点で消滅する。

第一九二条

期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。ただし証書の内容またはその場合の状況から、債権者または双方の当事者の利益を意図したことが明らかである場合を除く。

期限が一方の当事者に利益となっているとき、相手方の利益に害を及ぼさなければ、その当事者は期限の利益を放棄することができる。

第一九三条

以下の場合、債務者は期限の利益を主張することはできない。

- (一) 債務者が裁判所により破産法に基づき財産保全命令を受けたとき。
- (二) 債務者が担保を供しななければならない時に、担保を供しないとき。
- (三) 債務者がすでに供した担保を損壊または減少させたとき。
- (四) 債務者が所有者の承諾を得ずに、他人の財産を担保としたとき。

第五編

期間

第一九三 / 一条

期間の計算は、法律、裁判所の命令、規約、法律行為で別様の規定がある場合を除き、本章の規定に従う。

第一九三 / 二条

期間の計算は日を用いる。ただし日よりも短い時間単位が定められていれば、その時間単位を用いる。

第一九三 / 三条

日よりも短い時間単位で期間を定めたときは、起算点はその開始時点とする。

日、週、月、年をもって期間を定めたときは、初日は算入しない。ただし習慣上始業時間とみなされる時間から期間が始まるときはその限りではない。

第一九三 / 四条

裁判上、公務上、商工業上において、日(ワン)とは法律、裁判所の命令、規約に基づく、またはその事業の通常の勤務時間を意味する。

第一九三 / 五条

期間を定めるのに週、月、年をもってするときは暦にしたがって計算する。

週、月、年の開始日より期間を起算しないときは、その期間の最後の週、月、年においてその起算日に相当する日の前日をもって満了する。ただし月または年をもって期間を定めた場合、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日をもって満了日とする。

第一九三 / 六条

期間を定めるのに月と日、または月と月の一部をもってするときは、月数をまず数え、その後に残りの日数、または月の一部である日を数える。

期間を定めるのに年の一部をもってするときは、年の一部はまず月数で数え、月の一部があれば日数で数える。

第一段落、第二段落に基づく月の一部の計算は、月三〇日として計算する。

第一九三 / 七条

延長期間の起算日を定めないで期間の延長があったときは、元の期間の満了日の翌日を起算日とする。

第一九三 / 八条

期間の満了日が公休日または祭日であるとき、その休日明けの勤務開始日を期間の満了日とする。

第六編

時効

第一章

総則

第一九三 / 九条

請求権は法律が定めた期限内に行使しなかったとき時効となる。

第一九三 / 一〇条

時効となった請求権について、債務者はその請求権に基づき債務返済を主張できる権利を有する。

第一九三ノ一條

法律が定めた時効は、当事者同士が停止、延長、短縮で合意することはできない。

第一九三ノ二條

時効は請求権を行使できる時点から起算する。ある行為を禁止した請求権である場合は、その禁止行為があった時点から起算する。

第一九三ノ三條

債権者が債務者に前もって支払いを督促するまで行使できない請求権は、時効の起算は最初に督促できた時からとするが、ある期間が経過しないと債務者に支払い義務が生じないときは、時効はその期間が終了した時から起算する。

第一九三ノ四條

時効は以下の場合に中断する。

- (一) 債務者が債権者に対し、文面で債務一部返済、利払い、担保供出する債務を負った、または疑いなく請求権に基づく債務を負ったことを間接的に示す行為により、請求権に基づく債務を負った。
- (二) 債権者が請求権の証拠を確立するため、または債務返済を求めて裁判に訴えた。
- (三) 債権者が破産訴訟で債務返済履行を請求した。
- (四) 債権者が調停人に係争調停を委ねた。
- (五) 債権者が訴訟と同様の結果をもたらすその他の行為をなした。

第一九三ノ五條

時効が中断した時、それまでに経過した期間は時効に含めない。

時効中断の事由が終了した時、その時点から新たに時効は進行を始める。

第一九三ノ六條

債権者が回ごとに債務支払いを受け取ることのできる債権において、債権者は債務者に対し、時効中断の証拠とするために、時効が満了する前に文面で債務を認めるよう請求する権利を有する。

第一九三ノ七條

第一九三ノ四條(二)の事由で時効が中断した場合、その裁判が確定判決で訴えを却下した、または訴えの取り下げ、放棄により裁判が終了したときは、時効は中断しなかったものとみなす。

裁判所が管轄外を事由に訴えを受理しなかった、差し戻した、却下した場合、もしくは裁判所が、原告が新たに訴える権利を認めた上で訴えを却下し、審判中に時効を迎えた、または確定判決、命令の

あった日から六〇日以内に時効を迎えることが明らかな場合、債権者は請求権の証拠確定のために、または確定判決・命令のあった日から六〇日以内の債務支払いのために、裁判に訴える権利を有する。

第一九三ノ一八条

第一九三ノ一四条(三)(四)(五)に基づく事由によって時効が中断した場合に第一九三ノ一七条を準用する。

第一九三ノ一九条

時効が期間満了を迎える時に債権者の第一九三ノ一四条に基づく行為を妨げる不可抗力の事由が生じたとき、その不可抗力の事由がなくなった日から三〇日が経過するまで、その時効は期間満了しないものとする。

第一九三ノ二〇条

裁判所が無能力者と宣告するかしないにかかわらず、未成年者または精神異常者の請求権の時効は、それらの者が能力者となる前に時効を迎えるとき、もしくはそれらの者がまだ法定代理人または補佐人がなかった日から一年以内に時効を迎えるとき、その時効は、それらの者が能力者になった日から一年、または法定代理人、補佐人を得てから一年が経つまで完成しない。ただしその請求権の時効が一年よりも短い期間しかないときは、一年でなく、その短い期間のほうを適用する。

第一九三ノ二一条

未成年者または禁治産者、準禁治産者の、その法定代理人、補佐人、管理人に対する請求権の時効は、それらの者が能力者となる前に期間満了を迎えるとき、もしくはそれらの者がまだ法定代理人または補佐人、管理人がなかった日から一年以内に期間満了を迎えるとき、その時効は、それらの者が能力者になった日から一年、または法定代理人、補佐人、管理人を得てから一年が経つまで完成しない。ただしその請求権の時効が一年よりも短い期間しかないときは、一年でなく、その短い期間のほうを適用する。

第一九三ノ二二条

夫婦間の請求権の時効は、婚姻解消日の前、またはその日から一年以内に期間満了を迎えるときは、その時効は婚姻解消日から一年が経過するまで完成しない。

第一九三ノ二三条

死亡人にとって益または害になる請求権の時効は、死亡日から一年以内に期間満了を迎えるとき、その時効は死亡日から一年が経過するまで完成しない。

第一九三 / 二四条

時効が完成した時、債務者はその時効の利益を放棄することができる。ただしその利益の放棄は第三者または保証人の権利には影響を及ぼさない。

第一九三 / 二五条

時効が完成した時、その効力はその時効の起算日に遡る。

第一九三 / 二六条

主たる部分の請求権が時効になった時、従たる部分の請求権がまだ時効になっていないとしても、共に時効となる。

第一九三 / 二七条

債務者の抵当権者、質権者、抵当権所有者、先取特権者は、主要な部分の請求権が時効となっても、抵当権、質権設定財産または差し押さえ財産から弁済を受ける権利を有する。ただし利息支払いを受ける権利は五年以上遡ることはできない。

第一九三 / 二八条

時効となった請求権に基づく債務弁済は、弁済人が請求権の時効を知らなかったとしても、その額の多寡にかかわらず、返還を要求することはできない。

第一段落に基づく内容規定は、債務者が文面の証拠をもって、または担保を供することによって責任を認めることにも適用する。ただしその保証人に対し害となるような適用はできない。

第一九三 / 二九条

時効を争点としない限り、裁判所は時効を訴え却下の事由としてはならない。

第二章

時効期間

第一九三 / 三〇条

時効は、本法典またはその他の法律で特に規定していない限り、一〇年とする。

第一九三 / 三一条

国の租税請求権は一〇年の時効とする。その他の国の請求権は本編の内容規定に従う。

第一九三 / 三二条

裁判所の確定判決または和解契約で生じた請求権は、元々の請求権の時効がどれだけであっても、

一〇年の時効とする。

第一九三ノ三三条

以下の請求権の時効は五年とする。

- (一)未払い利息。
- (二)元本の分割払いのために支払うべき金銭。
- (三)未払い賃貸料。ただし第一九三ノ三四条(六)に基づく不動産賃貸料を除く。
- (四)月給、年棒、年金、生活手当金、その他支払い期のある同様の金銭で未払いのもの。
- (五)二年の時効ではない第一九三ノ三四条(一)(二)(五)に基づく請求権。

第一九三ノ三四条

以下の請求権の時効は二年とする。

- (一)商工業事業者、民芸従事者、工芸従事者、職人の供給物の代価、賃金、他者の事業の監督料、立替金の請求。ただし債務者側の事業のためになした行為である場合は除く。
- (二)農林業従事者の生産供給物代価のうち、特に債務者側の家庭内使用に係る部分の請求。
- (三)乗客または貨物運搬人、通信員の運賃、貨物運賃、賃貸料、手数料、立替金の請求。
- (四)宿泊料・飲食料徴収遊興施設法に基づくホテルまたはアパート事業者、飲食品販売事業者、遊興施設事業者の宿泊者またはサービス使用者に対するサービス料、料金、立替金。
- (五)宝くじ販売人、懸賞くじ販売人、または同様なくじ販売人のくじ販売代金の請求。ただし転売を除く。
- (六)不動産賃貸事業者の賃貸料の請求。
- (七)(一)に示した業種に入らない者で、他者の事業の監督業、請負業を営む者の、その業務によって得られた賃金、立替金の請求。
- (八)私的な使用人のその労働賃金または労働対価、立替金の請求。またはそれと同様の金銭において、使用者の前払い金の返還請求。
- (九)常用被雇用者、臨時被雇用者、または日雇い被雇用者、研修者の賃金または労働対価、立替金の請求。またはそれと同様の金銭において、使用者の前払い金の返還請求。
- (一〇)研修者教育員の合意に基づく研修費及びその他出費、立替金の請求。
- (一一)教育機関または医療機関所有者の教育費その他手数料、医療費その他手数料、立替金の請求。
- (一二)保育または教育のための人の委託引き受け人の、料金、立替金の請求。
- (一三)動物の飼育、訓練引き受け人の、料金、立替金の請求。
- (一四)教員の教授料請求。
- (一五)医科、歯科、看護、産婆業従事者、家畜疫病対策従事者、その他の医療従事者の料金、立替金の請求。
- (一六)弁護士または法律関連業務従事者、公証人の料金、立替金の請求。またはそれと同様の金

銭において、訴訟当事者が支払った前払い金の返還請求。

(一七)エンジニア、建築設計士、会計士、またはその他の自由業者の料金、立替金の請求。またはそれと同様の金銭において、雇用者の支払った前払い金の返還請求。

第一九三 / 三五条

第一九三 / 二七条の適用下に、第一九三 / 二八条第二段落に基づき債務者が文面による証拠をもって、または担保提供によって責任性を認めたことで生じた請求権の時効は、責任性を認めた、または担保を供した日から二年とする。

第二卷

債権

第一編

総則

第一章

債権の目的

第一九四条

債権上の権限により、債権者は債務者に債務支払いを請求する権利を有する。また何らかの制限付きの債務支払いでもかまわない。

第一九五条

債権の目的物を種類のみで示してあり、法律行為の性質または当事者の意思によってその品質を定めることができないとき、債務者は中等の品質を有する物を給付しなければならない。

債務者が物の給付をなすために必要な行為を完了し、または債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、それより後はその物をもって債権の目的物とする。

第一九六条

外国の通貨をもって債権額を指定したとき、シャム通貨をもって弁済することができる。

債権額の通貨交換に当たっては弁済履行地及び履行時における為替相場による。

第一九七条

債権額が特種な通貨であり、弁済時に通用効力がなくなったとき、その通貨の指定はなかったものとみなす。

第一九八条

債務弁済が複数の給付の中からの選択によって定めるべきときは、別様の定めで合意がない限り、その選択権は債務者に属する。

第一九九条

その選択は相手方への意思表示によってこれを行なう。
選択による弁済は、初めからその給付が定められていたものとみなす。

第二〇〇条

定められた期間内に選択しなければならないとき、選択権を有する当事者がその定められた期間内に選択しなかった場合は、選択権は相手方に属する。

選択期間が定められていない場合、弁済期にある時、選択権のない当事者が相手方に選択権を行使すべき適当な期間を定め、催告する。

第二〇一条

第三者が選択をなすべき場合においては、その選択は債務者に対する意思表示によって行ない、債務者は債権者にそれを通知しなければならない。

その第三者が選択できない、またはそれを欲しないときは、選択権は債務者に属する。

第二〇二条

債務弁済が複数の給付からなり、ある給付が初めから不可能だった、または後に不可能になったとき、債権は不可能ではないほかの給付にのみ存在する。ただし選択権を持たない当事者の過失によって弁済が不能となったときは、その限りではない。

第二章

債権の効力

第一節

債務不履行

第二〇三条

債務履行の期限が定められていないとき、または状況から期限が定められていないと推定されるとき、債権者は即時に履行を請求でき、債務者も即時に自己債務の履行に応じることができる。

期限が定められているが、債権者が期限前に履行を請求したと推定される場合、債務者は期限前であっても履行することができる。

第二〇四条

債務の履行の期限が来て、その後に債権者が債務者に履行の催告をしたにもかかわらず、債務者が履行しない場合、債務者は催告による遅滞の責に任ずる。

債務履行期限が日で定められ、債務者がその定めに従わない場合、債務者は催告によらない遅滞の責に任ずる。これと同様に、事前通知日から期間を計算することで期限を定めた債務の、履行前に事前通知しなければならない場合においても、催告によらない責に任ずる。

第二〇五条

債務者が責任を負うべきでない事情により債務の履行がなされない間は、債務者は責に任ぜられない。

第二〇六条

債務が違約によって生じた場合、債務者は違約時から遅滞の責に任ずる。

第二〇七条

債務者が債務履行を提供し、債権者が法的な事由なくそれを受けを拒んだとき、債権者が遅滞の責に任ずる。

第二〇八条

債務者は、債務履行がどんな形であっても、債権者に直接、履行の提供をなさなければならない。

ただし債権者が債務者に対し債務履行を受けない、債務履行にあたって債権者が前もってある行為をなす必要があることを示し、債務者が債権者に債務履行の準備完了を通知したとき、債権者はそれがどれだけであっても債務履行を受け。この場合、債務者の通知は債務履行の提供と同じとする。

第二〇九条

債権者のある行為のために確定期限が定められたとき、その債務履行の提供は、債権者が期限内にその行為をなしたときに行なわれなければならない。

第二一〇条

債権者が代償の債務を履行した時に債務者が自身の債務を履行しなければならないとき、債権者が債務者の履行提供に基づく債務の履行を受ける準備ができていたとしても、なすべき代償の債務の履行を提供しなかった場合、債権者が遅滞の責に任ずる。

第二一一条

債務者から債務履行の提供があった時に、または第二〇九条で規定された場合において債権者にある行為を行なわせるとき、債務者が履行不能な立場にあれば、債権者は遅滞の責に任じられない。

第二一二条

債務履行期限を定めていなかった、または債務者が期限前に履行する権利を有するとき、債権者が債務の履行を受けられない一時的な支障の事由があることで、債権者は遅滞の責に任じられない。ただし債務者が債務の履行を適当な時期に前もって通知していたときはその限りではない。

第二一三条

債務者が債務の履行を行わないときは、債権者はその強制履行を裁判所に請求することができる。ただし債務の性質がこれを許さないときはその限りではない。

債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は債務者の費用をもって第三者にこれを行なわせることを裁判所に請求することができる。ただし法律行為を目的とする債務については、裁判所は債務者の意思表示に代え、判決を用いるよう命じることができる。

不作為を目的とする債務については、債権者は、債務者の費用をもってその行なったものを除き、かつ将来のため適当な処分をすることを請求することができる。

前段落までの全ての規定は損害賠償の請求を妨げない。

第二一四条

第七三三条の規定下に、債権者は債務者の財産全てに加えて、第三者が債務者に対して不履行している金銭及びその他の財産から、自身の債務を履行させる権利を有する。

第二一五条

債務者がその債務の本旨に従った履行をなさなかったときは、債権者はその損害の賠償を請求することができる。

第二一六条

遅滞により債務の履行が債権者にとって無利益になったときは、債権者は債務履行を拒否し、その損害の賠償を請求することができる。

第二一七条

債務者は、遅滞の間に発生した事故によって債務履行が不能になるなど、遅滞の間における過失によって生じた一連の損害の責に任ずる。ただしその損害の発生が不可抗力であった場合を除く。

第二一八条

債務者の責に帰すべき事情により債務の履行が不能となったとき、債務者は債権者に対し、債務不履行によって生じた損害の賠償金を支払わなければならない。

債務の不履行が部分的である場合、残りの履行可能な部分が債権者に無利益であれば、債権者はその部分の受領を拒否し、全体の債務不履行に対し損害賠償を請求することができる。

第二一九条

債務者の責に帰されない、債務成立後に生じた事情により債務の履行が不能となったとき、債務者は債務履行の責に任ぜられない。

債務成立後、債務者が債務履行できない無能力者になったときは、債務履行は不可抗力によって不能になったものとみなす。

第二二〇条

債務者は代理人及び債務履行における使用人の過失について、自身の過失と同等の責に任ずる。ただし第三七三条の内容規定はこの場合には適用しない。

第二二一条

利息を払う金銭債務は、債権者が遅滞の責にない間は利息がつく。

第二二二条

賠償請求は債務不履行により生じる通常の損害に対する賠償請求による。

債権者は、関係する当事者が予見していた、または事前にその事情を予見できた特別な事情で生じた損害であっても、損害賠償を請求できる。

第二二三条

被害者が、損害をもたらしたある過失に関わっていたとき、被害者に支払われるべき損害賠償の多寡は、その損害の生起に対する関与度の大きさを基準としなければならない。

この方法は、被害者側の過失が、債務者の知らない、または知ることのできない尋常でない損害の危険を知らしめるために債務者に対し通告しなかった、または放置しただけであっても、あるいは損害を軽減させなかったただけであっても同様に適用する。ここに第二二〇条の内容規定を準用する。

第二二四条

遅滞中の金銭債務の利息は年率七・五%とする。債権者が法律に基づく他の事由に依拠してそれ以上の利息を請求できる場合は、それに基づき利息を支払う。

遅滞中の利息は複利であってはならない。

利息以外での損害額の証明もまた許される。

第二二五条

債務者が遅滞中に劣化した物のために、または遅滞中に生じた事由により送達できなくなった物の

ために損害賠償を支払わなければならないとき、債権者は損害賠償として代用する額の利息を請求できる。この方法は遅滞中に劣化による物の減価のために債務者が損害賠償する場合にも適用する。

第二節

権利の譲渡

第二二六条

債権者の権利の譲渡を受けた者は、債権者がその債権に基づき有する一連の権利やその債権に付随する担保にかかる権利を自らの名前において行使することができる。

物の代位とは、ある財産の代りにその財産と法律上同じ他の財産に置き換えることである。

第二二七条

債権者が債務の目的である物の価額または権利に基づく損害賠償を全額受け取った時、債務者は法律に基づくその物または権利に係る債権者の権利の譲受人の地位にある。

第二二八条

債務の履行が不能になった事情によって、債務者が代品を得た、または取得した物のための損害賠償請求権を得たとき、債権者は取得代品の送付請求、または支払われた損害賠償の取り立てができる。

債権者が債務不履行の損害賠償請求権を有し、前段落で示された権利を行使するとき、債権者に支払われる損害賠償は債務者が受けとった代品の価額を差し引く、または債務者が請求できる損害賠償額を差し引く。

第二二九条

権利の譲渡は法律に従い、以下の者に適用される。

(一)債権者で、もう一人の債権者に債務を弁済した者、先取特権または質権抵当権により先に債務の弁済を受ける権利を有する者。

(二)不動産の買価をその抵当権者に支払った者。

(三)他人と連帯義務を有する者、または他人のために債務の支払いにおいて利害関係を有し、その債務を弁済する義務を有する者。

第二三〇条

債権者が債務者の財産を差し押さえする場合、差し押さえによってその財産上の権利を失うおそれのある者は、代りに債務を弁済する権利を有する。差し押さえによってある財産の所有権を失う所有者もまた同様の権利を有する。

第三者が弁済を代行し、債権者がそれに満足したとき、その第三者は債権者の請求権の譲渡を受け

る。ただしその請求権の債権者に対する強制力は損なわれない。

第二三一条

抵当入れ、質入れ、または他の優先権下にある財産に損害保険が掛けられているとき、抵当権、質権、またはその他の優先権は保険引受人に対する請求権にまで及ぶ。

不動産の場合、保険引受人が抵当権その他の優先権について知っていた、または知りうるべきとき、保険引受人は、抵当権者または優先権者に保険金給付の意思を告知し、その告知から一ヶ月以内に反対の意思が示されなかったときに、被保険者に対し保険金を給付することができる。土地登記所に登記された権利は保険引受人の知るところとみなす。法律が認めた動産の抵当についても同様である。

動産の場合、保険引受人は被保険者に直接保険金を給付することができる。ただしその財産が抵当に入っている、または優先権が設定されていることを知っていた、あるいは知るべきであった場合を除く。

保険引受人は、損害保険が掛けられた財産が返却された、または代物の提供があった場合、債権者に対して責任を負わない。

財産の損壊、劣化により買い取る場合、財産の所有者に損害賠償を支払う場合もまた同じとする。

第二三二条

前条の内容に基づき、損壊または劣化した財産に代えて金銭を支払うときは、その金銭は、その財産を担保とした債務の期限前にはまだ抵当権者、質権者、優先権を有する債権者に送付できない。当事者が債務者と合意できないときは、請求権を有する各当事者が当該額の金銭を共益のために管財事務所に提出する。ただし債務者がしかるべき担保を差し出す場合はその限りではない。

第三節

債務者の請求権行使

第二三三条

債務者が請求権を行使しない、または無視することで、債権者が不利益となる事由となるときは、債権者は債権上の権利を守るために、債務者に代って自身の名においてその請求権を行使できる。ただし債務者の請求権が真に個人的なものである場合はその限りではない。

第二三四条

債務者の請求権を行使する債権者は、債務者をその裁判に呼ぶために召喚状を請求しなければならない。

第二三五条

債務者の請求権を行使する債権者は、自身への未払い額を考慮せずに、債務者に対し未払いとなっている分の全額の金銭を請求することができる。被告が、債務者が債権者に対し未払いとなっている額だけを弁済したとき、その裁判は終結する。ただし債務者が原告に加わっているときは、債務者は裁判所に対し、いぜんとして未払いとなっている分について弁済するよう審判を続けるよう求めることができる。

ただし債権者は自身への未払い額以上について受け取ることはできない。

第二三六条

債務者に対する争点を有する被告は、債権者に対してのみ訴えることができる。ただし争点が訴えのあった時に生じたものである場合はその限りではない。

第四節

詐害行為の取消

第二三七条

債権者は、債務者がその債権者を害することを知ってなした法律行為の取消を裁判所に請求することができる。ただしその法律行為時に、利得を受けた者が、債権者が不利を被るべき事実を知らなかったときはその限りではない。ただしその行為が無欲の愛情に基づくときは、債務者一人これを知っていた場合、取消を請求することができる。

前段の内容規定は財産権を目的としない法律行為には適用しない。

第二三八条

前条で規定した取消は、取消請求訴訟前に得た善意の第三者の権利には対抗し得ない。

前段の内容はその権利が無欲の愛情により得たときには適用しない。

第二三九条

取消は総債権者の利益のためになされる。

第二四〇条

取消請求は、債権者が取消の原因を覚知した時から一年間経過した時点で訴えることはできなくなる。またはその法律行為があった時より一〇年が経過したとき訴えることができなくなる。

第五節

留置権

第二四一条

他人の財産の占有者となっており、その占有する財産に係る自己利益のための債権を有する者は、債権が弁済されるまでその財産を留置することができる。ただしその債務の履行期限に至っていない時には適用しない。

前段の内容は、法律に拠らない行為によって占有が開始されたときは適用することはできない。

第二四二条

留置権は、債権者の債権に係る負担の形態に適しない、債務者が前もって、あるいはその財産の引渡しがあった時になした指図に適しない、または公序良俗に反するとき、成立しない。

第二四三条

債務者が多重債務者で債務を弁済できない場合、債権者は請求期限が来ていなくとも財産を留置することができる。債務者の弁済不能が財産の引渡し以後に発生した、または発覚したときは、債権者の債権に係る負担の形態に適しない、または債務者が前もってなした指図に適しないとしても、債権者は留置権を行使できる。

第二四四条

留置権者は全債務が弁済されるまで、留置した全財産に対する自身の権利を行使できる。

第二四五条

留置権者は留置した財産上の果実を受け取り、他の債権者より先に自身に対する債務弁済に当てることができる。

その果実は、もしあればまずその債務の利息返済に当て、その後に元本返済に当てる。

第二四六条

留置権者は、留置した財産をしかるべく保全しなければならない。その保全は同じ立場にある者が予期できるようなものでなければならない。

留置した財産は、債務者の承諾を得ていなければ、留置権者が使用、賃貸、担保提供することができない。ただしその財産保全のための使用においてはその限りではない。

留置権者が前段までの規定に違反したときは、債務者はその権利の制止を請求できる。

第二四七条

留置権者が留置した財産に係る必要経費を負担しなければならないときは、財産所有者に補償を請求できる。

第二四八条

第一九三・二七条の適用下に留置権の行使は時効の中断をもたらさない。

第二四九条

債務者はしかるべき担保提供をもって留置権の制止を請求できる。

第二五〇条

財産の占有が終了すれば、留置権も終了する。ただし留置した財産が債務者の承諾のもとに賃貸されている、質入されている場合はその限りではない。

第六節

先取特権

第二五一条

債務者の財産権である留置権を行使する留置権者は、その財産からの債務の弁済において、本法典または他の法律に従って他の債権者より先に弁済を受ける。

第二五二条

第二四四条の内容規定は先取特権にまで及び。

第一款

一般先取特権

第二五三条

以下の原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。

- (一) 共益の費用。
- (二) 葬式の費用。
- (三) 租税及び被雇用者が使用者である債務者に対して提供した労働の対価として権利を有する金銭。
- (四) 日用品供給。

第二五四条

共益費用の先取特権は、各債権者の共同利益のためになした債務者の財産の保存、生産または配当に係る費用につき存在する。

費用のうち全債権者にとって有益でないものについては、先取特権はその費用のために利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

第二五五条

葬式費用を原因とする先取特権は、債務者の身分に応じて行なった葬式の費用につき存在する。

第二五六条

租税を原因とする先取特権は、土地、財産への租税、またはその他の租税で、その年及び前年に未払いとなっている租税につき存在する。

第二五七条

被雇用者が使用者である債務者に対して提供した労働の対価として権利を有する金銭を原因とする先取特権は、最後の四ヶ月間の賃金、残業代、休日出勤代、休日残業代、解雇補償金、特別補償金、その他の金銭につき存在する。ただし被雇用者一人につき一〇万バーツ以下とする。

第二五八条

日用品供給を原因とする先取特権は、債務者またはその扶養すべき同居の親族及びその使用人の生活に必要な最後の六ヶ月間の飲食品及び電球、薪、炭の供給につき存在する。

第二款

特別先取特権

(a) 動産の先取特権

第二五九条

以下の原因により生じた債権を有する者は、債務者の特定財産の上に先取特権を有する。

- (一) 不動産の賃貸借。
- (二) 旅店の宿泊。
- (三) 旅客または貨物の運輸。
- (四) 動産の保全。
- (五) 動産の売買。
- (六) 種苗または肥料。
- (七) 農工業の労役。

第二六〇条

不動産賃貸の先取特権は、その不動産の借賃、その他賃貸借の関係により生じた賃借人の債務につき、賃借人の動産の上に存在する。

第二六一條

土地の賃貸人の先取特権は、賃借地、またはその利用のためにする建物に備え付けた動産、その

土地の利用に供した動産、及び賃借人の占有にあるその土地の果実の上に存在する。
建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する。

第二六二条

賃借権の譲渡または転貸の場合においては、賃貸人の先取特権は、譲受人または転借人の動産に及ぶ。譲渡人または転貸人が譲受人または転借人から受けるべき金額についても同じとする。

第二六三条

賃借人の財産の総清算の場合においては、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の三期の借賃、その他の債務、及び前期ならびに当期に生じた損害の賠償についてのみ存在する。

第二六四条

賃貸人が保証金を受け取った場合は、その保証金をもって弁済を受けなかった債権の部分についてのみ先取特権を有する。

第二六五条

旅店宿泊の先取特権は、旅客または宿泊客の宿泊その他のサービス料で店主に対し未払いになっているもの、及び立替金につき、その旅店、ホテル、または同様の施設に存する旅客、または宿泊客の旅行道具、またはその他の財産の上に存在する。

第二六六条

不動産の賃貸人、旅店、ホテルまたは同様の施設の店主は、質権者と同じく自身の先取特権を行使することができる。ここに本法典の質権についての規定を準用する。

第二六七条

運輸の先取特権は、旅客または貨物の運送費及び付随の費用につき、運送人の手に存する貨物及び旅行道具の上に存在する。

第二六八条

前八条で言及してある場合において、不動産の賃貸人、旅店の店主、運送人は第三者の動産の上にも先取特権を有する。ただし第三者の財産であることを知るべき時に知っていたときはその限りではない。

その動産が盗まれた、または損壊したときは、物品占有回収法を適用する。

第二六九条

動産保存の先取特権は、動産の保存費につき、その動産の上に存在する。

その先取特権は、動産に関する権利を保存、追認、または実行せしめるために要した費用についてもまた存在する。

第二七〇条

動産売買の先取特権は、動産の代価及びその利息につき、その動産の上に存在する。

第二七一条

種苗・肥料供給の先取特権は、種苗または肥料の代価及びその利息につき、その種苗または肥料を使用してから一年内に、これを使用した土地より生じた果実の上に存在する。

第二七二条

農工業労役の先取特権は、農業の労役者については最後の一年間、工業の労役者については最後の三ヶ月間の賃金につき、その労役によって生じた果実または製作物の上に存在する。

(b) 不動産の先取特権

第二七三条

以下の原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。

- (一) 不動産の保存。
- (二) 不動産の工事。
- (三) 不動産の売買。

第二七四条

不動産保存の先取特権は、不動産の保存費につき、その不動産の上に存在する。

第二六九条第二段落の規定を前段の場合にも準用する。

第二七五条

不動産工事の先取特権は、工匠、技師及び請負人が債務者の不動産に関して行なった工事の費用につき、その不動産の上に存在する。

その先取特権は、工事によって生じた不動産の増価が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

第二七六条

不動産売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息につき、その不動産の上に存在する。

第三款

優先権順位

第二七七条

一般の先取特権が互いに競合する場合は、その優先権の順位は第二五三条に掲げた順序に従う。
一般の先取特権と特別の先取特権が競合する場合は、特別の先取特権が一般の先取特権に優先する。ただし共益費用の先取特権は、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する。

第二七八条

同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合は、その優先権の順位は以下の通りとなる。

- (一) 不動産賃貸、旅店宿泊及び運輸の先取特権。
- (二) 動産保存の先取特権。ただし複数の保存者がいるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。
- (三) 動産売買、種苗・肥料供給及び農工業労役の先取特権。

第一順位の先取特権者が債権取得の当時、第二または第三の順位の先取特権者がいることを知っていたときは、これに対して優先権を行使することはできない。第一順位者のために物を保存した者に対してもまた同じである。

果実に関しては、第一順位は農業の労役者に、第二の順位は種苗または肥料の供給者に、第三の順位は土地の賃貸人に属する。

第二七九条

同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合は、その優先権の順位は第二七三条に掲げた順序に従う。

同一の不動産について、逐次の売買があるときは、売主相互間の優先権の順位は時の前後による。

第二八〇条

同一の目的物について、同一順位の複数の先取特権者がいるときは、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第四款

優先権の効力

第二八一条

先取特権は、債務者がその動産を第三取得者に引き渡した後は、その動産についてこれを行使することはできない。

第二八二条

先取特権と動産質権が競合する場合は、動産質権者は第二七八条に掲げた第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

第二八三条

一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産について弁済を受け、さらに不足がなければ不動産について弁済を受けることはできない。

不動産についてはまず特別担保の目的でないものについて弁済を受けなければならない。

一般の先取特権者が前二段の規定に従って配当に加入することを怠ったときは、その配当加入によって受けるべきものの限度においては、登記した第三者に対してその先取特権を行なうことはできない。

前三段の規定は、不動産以外の財産の対価に先んじて不動産の代価を配当する、または他の不動産の代価に先んじて特別担保の目的である不動産の代価を配当すべき場合には、これを適用しない。

第二八四条

一般の先取特権は、不動産について登記していなくともこれをもって特別担保を有していない債権者に対抗することを妨げない。ただし登記を行なった第三者に対してはその限りではない。

第二八五条

不動産保存の先取特権は、保存行為の完了の後にただちに登記を行なうことによってその効力を保存する。

第二八六条

不動産工事の先取特権は、工事を始める前にその費用の予算額を登記することによって、その効力を保存する。ただし工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権はその超過額については存在しない。

工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時、裁判所において選任した鑑定人をしてこれを評価させなければならない。

第二八七条

前二条の規定に従って登記した先取特権は、抵当権に先んじてこれを行なうことができる。

第二八八条

不動産売買の先取特権は、売買契約と同時にまだ代価またはその利息の弁済がない旨を登記することによって、その効力を保存する。

第二八九条

第二八一条から第二八八条までに規定した以外の先取特権の効力については、抵当権に関する規定を準用する。

第三章

複数の債務者及び債権者

第二九〇条

債務の弁済が分割して弁済可能であり、かつ複数の債務者または複数の債権者がいるときは、各債務者または各債権者は平等の割合をもって義務または権利を有する。

第二九一条

複数の者が連帯債務を負担しなければならないとき、債権者が複数の債務者から一回で債務弁済を受けたいとしても、債権者は一人の債務者から全部または一部の履行を請求することができる。ただし総債務者はすべてを弁済するまで全員が履行の責に任ずる。

第二九二条

連帯債務者の一人が債務を弁済したときは、他の債務者にも利益が及ぶ。債務履行の代位、代物弁済、債務の相殺があったときもまた同じとする。

連帯債務者の一人が請求権を有するとき、他の債務者がその請求権を債務相殺に当てることはできない。

第二九三条

連帯債務者の一人に対して行なった債務の免除は、その債務者の負担部分についてのみ、他の債務者にも利益が及ぶ。ただし別様の合意があるときはその限りではない。

第二九四条

債権者が連帯債務者の一人に遅滞の責にあるときは、他の債務者にも利益が及ぶ。

第二九五条

第二九二条から第二九四条までに掲げた事項以外の事項が連帯債務者の一人に生じた時、その債務者に対してのみ効力を生じる。ただし債務の様態がそれを許さない場合はその限りではない。

前段の事項とは通知、遅滞の責、過誤の申立、連帯債務者の一人の債務履行不能、時効規定または時効の中断、債務にまつわる請求権の消滅である。

第二九六条

連帯債務者は各人が平等の割合をもって責任を負う。ただし別様の取り決めがある場合はその限りではない。連帯債務者の一人が負担部分でない部分について履行したときは、残額がいくらであっても、本来負担すべき他の債務者が残額を負担しなければならない。ただし債権者が連帯債務である債務を免除した債務者が債務を履行しなければならない負担部分は、債権者に対し免除される。

第二九七条

ある契約において複数の者が債務の弁済で合同で負担義務を負ったときは、その債務が分割可能だとしても、それらの者は連帯債務者と同じ義務を負う。

第二九八条

各人が全債務の弁済を請求できる形で、複数の者が債務弁済請求権を有しているときは、債務者が一回で全債務を弁済しなければならないとしても、債務者はある債権者を選び弁済することができる。一人の債権者が債務の弁済を請求する訴えを起こした時もまた同じ。

第二九九条

連帯債権者の一人が遅滞の責にあるときは、他の債権者にも責が及ぶ。

請求権及び債務が連帯債権者の一人に帰されるときは、他の債権者債務者に対して有する権利は消滅する。

このほか第二九二条、第二九三条、第二九五条の内容を準用する。連帯債権者の一人が第三者に請求権を譲渡したとしても、他の債権者には影響を及ぼさない。

第三〇〇条

連帯債権者は平等の割合をもって債務弁済を受ける。ただし別様の取り決めがある場合を除く。

第三〇一条

複数の者が不可分債務を負担する場合においては、それらの者は連帯債務と同じ責に任じられなければならない。

第三〇二条

不可分債務において複数の者が債権者になっている場合で、連帯債権者でないときは、債務者はそれらの者全員に利益をもたらすよう債務を履行し、各債権者は履行の請求に当たって全員の利益のためにこれを行なう。各債権者は債務者に債権者全員の利益のために代物を差し出すよう請求することもできる。その物が代物弁済に適していないときは裁判所が任命した管財人に送付させることもできる。

ここに掲げた事項を除くほか、債権者一人に生じた事項は、他の債権者に対して効力を生じない。

第四章

請求権の譲渡

第三〇三条

請求権はこれを譲渡することができる。ただしその性質がこれを許さないときはその限りではない。前段の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合にはこれを適用しない。ただしその意思表示はこれをもって善意の第三者に対抗することはできない。

第三〇四条

どのような請求権であっても裁判所が法律に基づいて認めなかったものは譲渡できない。

第三〇五条

請求権が譲渡された時、その請求権に付随した抵当権または質権にしても、その請求権のためになされた保証によって生じた権利にしても譲受人に帰する。

譲受人は資産差し押さえまたは破産の場合に、請求権に係る優先権を行使することができる。

第三〇六条

特定の一人の債権者に弁済すべき債務の譲渡は、文面をもってなされないときは無効であり、譲渡を債務者に通知した時、または債務者が承諾した時にその譲渡は債務者または第三者に対抗し得る。その通知または承諾は文面によって行なわなければならない。

債務者が通知を受ける前に、または合意する前に譲渡人に対し金銭を支払った、または他の方法で支払ったときは、その債務者は債務履行を免れる。

第三〇七条

複数の項目での譲渡における権利関係上の係争があるときは、通知または合意のあった項目の譲渡があれば、その項目の譲渡が他の項目の譲渡に対し優先する。

第三〇八条

債務者が異議をとどめないで第三〇六条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗できる事由があっても、これをもって譲受人に対抗することはできない。ただし債務者がその債務を消滅させるため譲渡人に払い渡したものがあるときは、これを取り返し、または譲渡人に対して負担した債務があるときは、これを成立しなかったものとみなすことができる。

譲渡人が譲渡の通知をしただけにとどまったときは、債務者はその通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。債務者が譲渡人に対する請求権を有し、その権利が通知期限に達していないときは、その権利の期限が譲渡された請求権の期限より早く期限に達するのであれば、その請求権をもって相殺することができる。

第三〇九条

指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして、これを譲受人に交付しなければ、これをもって債務者またはその他の第三者に対抗することはできない。

第三一〇条

指図債権の債務者は、その証書の所持人及びその署名、捺印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負うことはない。ただし債務者に悪意または重大な過失あるときは、その弁済は無効とする。

第三一一条

前条の規定は、証書に債権者を指名し、その証書の所持人に弁済すべき旨を付記した場合にもこれを準用する。

第三一二条

指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然生じる結果を除くほか、原債権者に対抗することができる事由をもって、善意の譲受人に対抗することはできない。

第三一三条

前条の規定は無記名債権にも準用する。

第五章

債権の消滅

第一節

弁済

第三一四条

債務の弁済は第三者がこれを行なうことができる。ただしその債務の性質がこれを許さないとき、または当事者が反対の意思を表示したときはその限りではない。

利害関係のない第三者は、債務者の意思に反して弁済することはできない。

第三一五条

弁済は債権者、または債権者に代り受領権のある者に対して行なわなければならない。受領権のない者への弁済は、債権者がこれを認めるときは有効とする。

第三一六条

債務における権利上明らかである占有者への債務弁済は、弁済者が善意でこれを行なったとき、その弁済は有効となる。

第三一七条

前条の場合を除くほか、弁済受領の権限のない者に行なった弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

第三一八条

受取証書の持参人は弁済受領の権限があるものとみなす。ただし弁済者がその権限がないことを知っていたとき、または過失によってこれを知らなかったときはその限りではない。

第三一九条

支払いの差し止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済したときは、差押債権者はその受けた損害の限度においてさらに弁済すべき旨を第三債務者に請求することができる。

前段の規定は、第三債務者による、債権者に対する求償権の行使を妨げない。

第三二〇条

債権者に対し、部分的な弁済受領または本来弁済されるべきものとは異なる弁済の受領を強制することはできない。

第三二一条

債権者が合意した弁済に代えて別の弁済を受領したときは、その債務は消滅する。

債権者のために、債務者が新たな債務の負担を引き受けたときは、債務者が弁済の代りに新たな債務を起こしたとみなさない。手形または倉荷証券の発行、譲渡、裏書によって弁済はその手形または倉荷証券が換金された時、その債務は消滅する。

第三二二条

弁済に代えて、代物、第三者への請求権、その他の権利を用いるときは、債務者は売却者と同様に損傷・不足、権利の減少に対して責任を負わなければならない。

第三二三条

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済者はその引渡しを行なうべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

第三二四条

弁済を行なうべき場所について特別な意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生時にその物が存在した場所においてこれを行ない、その他の弁済は債権者の現在の住所においてこれを行わなければならない。

第三二五条

弁済の費用について特別な意思表示がないときは、債務者がその費用を負担する。ただし債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増価額については債権者が負担する。

第三二六条

弁済者は弁済受領者から受取証書を受け取る権利があり、債務がすべて弁済されたとき、弁済者は債権の証書の返還を受ける、または廃棄させる権利がある。その証書が紛失していたときは、弁済者は債務の消滅を受取証書または別の証書に明示させる権利がある。

債務弁済が部分的になされたとき、またはその証書が債権者に別の権利を付与していたときは、債務者は受取証書を参考書類とし、その弁済を書類に明示させる権利がある。

第三二七条

利息支払い、または期間による支払い規定のあるその他債務弁済の場合において、債権者がある期間についての受取証書を自ら発行したときは、債権者がその前の期間についても支払いを受けたものとみなす。

債権者が元本弁済の受取証書を発行したときは、債権者がすでに利息を受け取ったものとみなす。債権の証拠としての書類が返還されたときは、その債権が消滅したものとみなす。

第三二八条

債務者が同一の債権者に対して、同種の目的を有する数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が総債務を消滅するのに足りないときは、弁済者は給付の時においてその弁済を充当すべき債務を指定することができる。

債務者が弁済を充当すべき債務を指定しなかったときは、弁済期にある債務を優先する。弁済期にある債務が複数あるときは、債権者が最小の担保を有する債務を優先する。担保が同じであれば債務者の負担が最も重い債務を優先する。債務者の負担が同じであれば最も古い債務を優先する。古さが同じであれば債務の額に応じてこれを充当する。

第三二九条

債務者が元本のほかに利息、費用を支払うべき場合、弁済者が一回でその債務の全部を消滅させるのには足りない給付を行なったときは、これをもって順次に費用、利息、元本に充当しなければならない。

債務者がその他の支払いに充当することを示した時、債権者はその弁済の受領拒否を通告することができる。

第三三〇条

弁済の提供は、その提供の時より、不履行によって生じた一切の責任を免除する。

第三三一条

債権者が弁済の受領を拒んだ、またはこれを受領することができないときは、弁済者は債権者のために弁済の目的物を供託することでその債務から免れることができる。弁済者の過失なく弁済者が権利を知ることができなかった、または債権者を確知できなかったときもまた同じとする。

第三三二条

債務者が債権者の給付に対して弁済すべき場合においては、債権者はその給付をした時、供託物を受け取ることができる。

第三三三条

供託は債務履行地の行政区(タンボン)供託所においてこれを行なわなければならない。

供託所につき法律・規則に特別の規定がないときは、裁判所が弁済者の請求により供託所の指定及び供託物保管者を選任しなければならない。供託者は遅滞なく債権者に供託を通知しなければならない。

第三三四条

債務者は供託物を取り戻す権利を有する。債務者が供託物を取り戻したとき、供託はなされなかったものとみなす。

供託物の取り戻しの権利は以下の場合には認められない。

- (一) 債務者が供託所に供託物取戻しの権利を放棄することを表明したとき。
- (二) 債権者が供託所に供託物を受領する旨表明したとき。
- (三) 供託が裁判所の承認または命令によって行なわれ、その承認または命令が供託所に通知されたとき。

第三三五条

法律に基づく供託物取戻しの権利は、裁判所であってもその停止を命じることはできない。

債務者の財産に係る破産訴訟があった時、その破産訴訟の審議中は供託物取戻しの権利は行使できない。

第三三六条

弁済の目的物が供託に適せず、またはその物の滅失もしくは毀損のおそれがあるときは、弁済者は裁判所の許可を得てこれを競売し、その代価を供託することができる。その物の保存につき過分の費用を要するときも同じである。

第三三七条

債権者に通知する前に競売はできない。ただしその物が滅失するおそれがあるとき、または競売の延期により危険が生じるときはその限りではない。

競売においては、債務者は遅滞なく債権者にこれを通知する。通知を怠ったときは、債務者は賠償金支払い責任を有する。

通知が不可能であれば、通知しなくてもよい。

競売の時間、場所、その物の形態説明は、公衆に知らせるため公告する。

第三三八条

供託または競売の費用は債権者側が負担する。ただし債務者が供託物を取り戻したときはその限りではない。

第三三九条

供託物に対する債権者の権利は供託の通知を受け取った時から一〇年で消滅する。

債権者の権利が消滅しても、債務者の取り戻しの権利は消滅しない。

第二節

債務の免除

第三四〇条

債権者が債務者に対し債務を免除する意思を表示したとき、その債権は消滅する。

債権に証拠書類があるときは、債務の免除は文面によらなければならない、またはその証拠書類を債務者に返却するか、廃棄しなければならない。

第三節

債務の相殺

第三四一条

二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者はその対当額につき、相殺によってその債務を免れることができる。ただし債務の性質がこれをゆるさないときはこの限りではない。

前段の規定は当事者が反対の意思を表示した場合にはこれを適用しない。ただしその意思表示は、

これをもって善意の第三者に対抗することはできない。

第三四二条

相殺は当事者の一方よりその相手方に対する意思表示によってこれを行う。その意思表示には条件または期限を付すことはできない。

前段の意思表示は、双方の債務が互いに相殺をなすのに適した始めに遡ってその効力を生じる。

第三四三条

相殺は双方の債務の履行地が異なっても行なうことができる。ただし相殺をなす当事者はその相手方に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第三四四条

係争中の債権は相殺をなすことができない。時効によって消滅した債権が、その消滅以前に相殺に適した場合においては、その債権者は相殺をなすことができる。

第三四五条

債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は相殺をもって債権者に対抗することができない。

第三四六条

法律、裁判所が差押を禁じた債権は相殺することができない。

第三四七条

支払いの差し止めを受けた第三債務者は、その後取得した債権により相殺をもって差押債権者に対抗することはできない。

第三四八条

当事者同士が相殺に適した債権を複数有するときは、相殺を望む方がある債権をもって相殺をなすことを通知することができる。通知なしでなされた相殺の場合、または通知したが相手方が遅滞なく反対した場合には、第三二八条第二段落を準用する。

相殺を望む方がいぜんとして相手方に元本のほか利息及び費用の債務を有するときは、第三二九条を準用する。

第四節

債務の更改

第三四九条

当事者が債務の要素を変更する契約を行ったときは、その債務は更改によって消滅する。

条件付債務を無条件債務とし、無条件債務に条件を付し、または条件を変更することは債務の要素を変更するものとみなす。

債務の更改が債権者の交替によるものであるときは、本法典の請求権の譲渡に係る条項を適用する。

第三五〇条

債務者の交替による更改は、債権者と新債務者との契約をもってこれを行うことができる。ただし旧債務者の意思に反してこれを行うことはできない。

第三五一条

更改によって生じた債務が不法の原因のため、または当事者の知らない事由によって成立せず、または取り消されたときは、旧債務は消滅しない。

第三五二条

更改の当事者は、旧債務の目的の限度において、その債務の担保に供した質権または抵当権を新債務に移すことができる。ただし第三者が担保を供した場合においては、その承諾を得なければならない。

第五節

債務の混同

第三五三条

債権及び債務が同一人に帰すときは、その債権は消滅する。ただしその債権が第三者の権利下に置かれた時、または第九一七条第三段落の規定に基づき裏書手形が返却された時は、この限りではない。

第二編

契約

第一章

契約の成立

第三五四条

承諾の期間を定めた契約の申込は、定めた期間内においてこれを取り消すことはできない。

第三五五条

承諾の期間を定めず、遠隔地になした申込は、申込者が承諾の通知を受けるに相当である期間、これを取り消すことはできない。

第三五六条

承諾の期間を定めない面前の相手方に対する申込は、その申込がどんな時間であってもその場所、その時間に承諾を受けることができる。電話での申込も同じである。

第三五七条

申込者に拒絶してきた申込、または前三条における期間内に承諾を受けなかった申込は、それをもって効力を失う。

第三五八条

承諾の通知が延着したものの、通常の場合においてはその期間内に到達すべき時に発送したことが明らかであれば、申込者は遅滞なく相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただしそれより前にすでに延着の通知を発したときはその限りではない。

申込者が前段の通知を怠ったときは、承諾の通知は延着しなかったものとみなす。

第三五九条

遅延した承諾は新たな申込とみなすことができる。

承諾に当たって増補、制限、条件を付した場合は、その申込の拒絶と共に新たな申込をしたものとみなす。

第三六〇条

第一六九条第二段の規定は、申込者が反対の意思を表示し、または承諾を受ける前にその相手方が死亡もしくは能力喪失の事実を知っていた場合には、これを適用しない。

第三六一條

隔地者間の契約は承諾の通知を発した時に成立する。

申込者の意思表示または慣習によって承諾の通知を必要としない場合においては、契約は承諾の意思表示を認めるべき事実があった時に成立する。

第三六二条

ある行為をなした者に報酬を与えるべき旨を広告した者は、報酬のためだけにその行為をなしたわけではない者であっても、その行為をなした者に対して報酬を与える義務を負う。

第三六三条

前条の場合において、広告者はその指定した行為を完了する者がいない間は、前の広告と同一の方法によって、その広告を取り消すことができる。ただしその広告において取り消さない旨を表示した時はその限りではない。

前段で定めた方法によって取り消すことができない場合においては、他の方法によってこれを行なうことができる。ただしその取消はこれを知った者に対してのみ効力を有する。

広告者がその指定した行為をなすべき期間を定めたときは、その取消権を放棄したものと推定する。

第三六四条

広告に定めた行為をなした者が複数いる場合は、最初にその行為をなした者だけが報酬を受ける権利を有する。

複数の者が同時にその行為をなした場合は、それぞれが平等の割合をもって報酬を受ける権利を有する。ただし報酬がその性質上、分割できないとき、または広告において一人にのみ報酬を受けるべきものとしていたときは、抽選によって報酬を受けるべき者を定める。

前二段の規定は、広告の中にこれと異なった意思を表示していた時は適用しない。

第三六五条

懸賞を目的とした広告は、その広告に応募の期間を定めたときに限りその効力を有する。

応募者の誰が期限内に広告の条件に基づいた行為をなしたかの判定、または複数の応募者の中で優等な者の判定は、広告でその名を示した判定者が判定者となりこれを行なう。広告で判定者の名を示していないときは広告者が判定者となりこれを行なう。その判定は全関係者をして履行義務を負わせる。

得点が同等のときは、第三六四条第二段落の規定を準用する。

懸賞広告の賞品となる物の所有権の移転は、広告者がその移転を広告で示した時に、自身への移転を要求することができる。

第三六六条

当事者の一方だけであっても契約の全項目で合意を求める契約の内容は、契約当事者が全項目で合意していないときは、疑義のある時、契約は成立していないとみなす。部分的な合意は、それが文書化されていても義務を生じさせない。

契約で合意した時は文書化しなければならない。文書化されるまではその契約は成立していないものとみなす。

第三六七条

契約当事者同士が成立したと見なしたが、事実は合意が必要な項目で合意できていない契約は、そ

の項目で合意できないとしても契約が成立できると推定できるときは、すでに合意した部分の内容は効力を有する。

第三六八条

契約は慣習を考慮して善良の目的に基づき解釈する。

第二章

契約の効力

第三六九条

双務契約において当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし相手方の債務が弁済期でない時はその限りではない。

第三七〇条

特定物に関する物権の設定は、移転をもって双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責に帰すべきでない事由によって滅失または毀損したときは、その滅失または毀損は債権者の責に帰する。

不特定物に関する契約については、第一九五条第二段の規定に拠ってその物が確定した時より前段の規定を適用する。

第三七一条

前条の規定は、停止条件付き双務契約の目的物が条件の成否未定の間に滅失した場合には、これを適用しない。

物が債権者の責に帰すべきでない事由によって毀損したときは、債権者は条件成就の場合において、その選択に従い契約の履行またはその解除を請求することができる。ただし毀損が債務者の責に帰す場合は、債権者の損害賠償の請求における権利を妨げない。

第三七二条

前二条に掲げた場合を除くほか、当事者双方の責に帰すべきでない事由によって、債務を履行することができなくなったときは、債務者は反対給付を受ける権利を有しない。債権者の責に帰すべき事由によって履行することができなくなったときは、債務者は反対給付を受ける権利を失わない。ただし自己の債務を免れたことによって、または自己の能力・資格によって利益を得たときは、あるいは可能な利益追求の努力を放棄したときは、その利益の多寡に関わらず、反対給付額と相殺しなければならない。一方の当事者が、相手方が履行遅延の責にある時に、その一方の当事者の責に帰すべきでない事由によって履行していない場合もまた同じである。

第三七三条

債務者に対する詐欺または重大な過失を免責する承諾は無効とする。

第三七四条

契約によって当事者の一方が第三者に対してある給付をすべきことを約したときは、その第三者は債務者に対して直接その給付を請求する権利を有する。

前段の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

第三七五条

前条の規定に拠って第三者の権利が発生した後、当事者はこれを変更または消滅させることはできない。

第三七六条

第三七四条に掲げた契約に起因する抗弁は、債務者がこれをもってその契約の利益を受けるべき第三者に対抗することができる。

第三章

手付金・違約金

第三七七条

契約する時に、手付金の提供があったときは、その手付金の提供をもって契約の成立の証拠とみなす。手付金は契約に基づく履行の保証とすることができる。

第三七八条

手付金は、別様の取り決めがないとき、以下に記すものとする。

- (一) 債務履行があった時は送り返す、または部分的な金銭支払いを行なう。
- (二) 手付金を提供した方が債務履行を怠ったとき、またはその当事者の責に帰する事由によって履行できないとき、あるいはその当事者の過失によって契約が解除されたときは、没収する。
- (三) 手付金を受け取った方が債務履行を怠ったとき、またはその当事者の責に帰すべき事由によって債務履行ができなくなったときは、送り返す。

第三七九条

債務者が債権者に対し、自己の債務不履行時に、または不完全な債務履行時に、ある額の金銭を違約金として支払う旨、契約したときは、債務者が違約した時に違約金を没収する。債務履行で契約違反した場合は、違反した時に違約金を没収する。

第三八〇条

債務者が債権者に対し、自己の債務不履行時に違約金を払う旨、契約したときは、債権者は債務不履行の代わりに没収された違約金を請求することができる。ただし債権者が債務者に対し違約金請求の意思を表示したときは、以後、債務履行請求権を失う。

債権者が債務不履行による損害賠償権を有するときは、損害額の最低額として没収された違約金を請求することができる。それ以上の損害額の証明についても、証明することが許される。

第三八一条

債務者が、期限通りの履行をしなかったというような不完全な債務履行時に違約金を支払う旨、契約したときは、債権者は債務履行の請求のほかに、没収された違約金も請求できる。

債権者が不完全な債務履行に対し損害賠償請求権を有するときは、第三八〇条第二段の規定を適用する。

債権者が債務履行を受けることを承諾したとしても、債務弁済時における違約金の権利の保全を申し立てた時、違約金を請求できる。

第三八二条

契約で別様の債務履行を金額での支払いでなく違約金としているときは、第三七九条から第三八一条までの規定を準用する。ただし債権者が違約金を請求した場合、損害賠償請求権は消滅する。

第三八三条

没収された違約金が多すぎる場合、裁判所は減額させることができる。適正額の判定にあたっては、財産上の損得だけでなく、債権者の法律に基づく全ての損得を分析する。違約金に基づく金銭が支払われた時、減額請求権は消滅する。

第三七九条及び第三八二条に掲げた場合のほかに、人が自己のある行為または不行為時に違約金を提供する旨、契約した時もまた同じである。

第三八四条

契約に基づく債務履行が不完全であるときは、当事者が不完全であることを知っていたとしても、契約に基づく行為をしなかった場合の違約金の項目も不完全とする。

第三八五条

債務者が債務を履行したとして違約金の没収に反対したときは、債務者は債務履行を証明しなければならない。ただし債務履行が不作為によってなされなければならない場合を除く。

第四章

契約の解除

第三八六条

契約または法律の規定に拠って当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は相手方に対する意思表示によって行なう。

前段の意思表示は取り消すことができない。

第三八七条

当事者の一方がその債務を履行しないときは、相手方は相当の期間を定めてその履行を催告し、もしその期間内に履行がなかったときは、契約の解除を行なうことができる。

第三八八条

契約の性質または当事者の意思表示により一定の期間内に履行を行わなければ、契約をなした目的を達することができない場合、当事者の一方が履行をせずにその期間を経過したときは、相手方は前条の催告をせずに直ちにその契約の解除を行なうことができる。

第三八九条

履行の全部または一部が債務者の責に帰すべき事由によって不能となったときは、債権者は契約の解除を行なうことができる。

第三九〇条

当事者の一方が数人ある場合においては契約の解除はその全員より、または全員に対してのみこれを行なうことができる。解除権が当事者中の一人について消滅したときは、他の者についてもまた消滅する。

第三九一条

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者はその相手方をして現状回復させる義務を負う。

前段の場合において、返還すべき金銭には、その受領の時より利息を付さなければならない。

行為及び物の提供においては、返還はその提供の正当な対価に基づき金銭を支払う。または契約に対価についての規定があるときは、それに従う。

解除権の行使は損害賠償の請求を妨げない。

第三九二条

契約の解除に伴う当事者の債務履行は第三六九条の規定に従う。

第三九三条

解除権の行使につき期間の定めがないときは、相手方は解除権を有する者に対し、相当の期間を定め、その期間内に解除するかどうかを回答すべき旨を催告することができる。もしその期間内に解除の通知を受けなかったときは解除権は消滅する。

第三九四条

解除権を有する者が自己の行為または過失によって契約の目的物を毀損し、もしくはこれを返還することができないようにしたとき、または加工もしくは改造によって、これを他の種類の物に変化させたときは、解除権は消滅する。

契約の目的物が解除権を有する者の行為または過失によらずに滅失または毀損したときは、解除権は消滅しない。

第三編

事務管理

第三九五条

依頼に応じたわけでもなく、または他人のために事務を管理する権利もなく、他人のために事務の管理を始めた者は、本人の真の目的に従い、または本人の目的と推定できるところに従い、本人の利益に沿ってその事務を行なわなければならない。

第三九六条

事務管理を始めたことが本人の真の目的に反している、または推定できる本人の目的に反しており、管理者がそのことを知っていたとき、管理者に過失がなかったとしても、管理者は本人に対し、事務管理によって生じた損害を賠償しなければならない。

第三九七条

公益のために本人がすべき義務としての事務管理、または法律に基づく他者の保護のための事務管理を管理者が行なうとき、管理者が管理を開始しなければしかるべき期間内に事務が完了しない場合、すでに行なった事務は本人の決定を待たずに、本人の目的に反するものとする。

第三九八条

管理者が本人の身体、名誉、または財産に対する急迫の危害を免れるようにするために、その事務の管理を行なったときは、悪意または重大なる過失があった部分にのみ責任を負う。

第三九九条

管理者はその管理を始めたことを遅滞なく本人に通知し、本人の決定を待たなければならない。ただ

し延滞によって危害が生じる時はその限りではない。このほかに第八〇九条から第八一一条までの代理人の規定を管理者の義務にも準用する。

第四〇〇条

管理者が無能力者であるとき、不法行為の損害賠償の規定、及び不当利得の返還の規定に基づく部分のみ責任を負う。

第四〇一条

その事務管理が本人にとって有益であり、本人の真の目的または本人の目的であると推知される目的に沿って行なわれたものであるとき、管理者は代理人と同様に、本人に対して費用の償還を請求することができるとともに、第八一六条第二段の規定を準用する。

第三九七条に掲げた内容の場合、その事務管理が本人の目的に反するとしても、管理者は償還請求権を有する。

第四〇二条

前段までに掲げられなかった場合については、本人は事務管理によってもたらされたものを、不当利得の返還の規定に基づき管理者に返還しなければならない。

本人がその事務管理を認めたとき、本法典の代理人の規定をそれぞれ準用する。

第四〇三条

管理者が本人に対し返還を請求する意思のないときは、管理者は請求権を放棄したものとみなす。

父母、父方の祖父母、母方の祖父母が子孫を援助保護すること、または子孫が先祖に報恩することは、受益者に返還を請求する意思がないものとまず推定する。

第四〇四条

管理者が複数の者の事務管理をしている場合、最初の本人が事務管理によって生じる権利及び義務を有する。

第四〇五条

前十条の規定は、一人の者が自己の仕事として他人の事務管理をしている場合には適用しない。

ある者が他人の事務を自己のものとして管理しているが、その者にその事務管理の権利がないときは、本人は第三九五条、第三九六条、第三九九条、第四〇〇条に規定されたところの請求権を行使することができる。ただし請求権を行使した時、本人は第四〇二条第一段に規定されたところに従い管理者に対し責任を負わなければならない。

第四編

不当利得

第四〇六条

ある者が、もう一人の者による債務弁済のための行為によって得た財産である利得、またはその他の行為によって得た利得は、法律の原因なく、かつ、もう一人の者が不利であるとき、その者はもう一人の者にその利得を返還しなければならない。このとき、債務の存在のいかんにかかわらず、債務弁済のための行為とみなす。

本規定は実際に生じなかった事由によって、またはすでに消滅した事由によって利得を得た場合にも適用する。

第四〇七条

債務の弁済として給付を行なった者が、その当時債務が存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することはできない。

第四〇八条

以下の者は返還を受ける権利を持たない。

- (一) 弁済期に至っていない債務を弁済した者。
- (二) 時効になった債務を弁済した者。
- (三) 倫理上の義務、または所属集団の掟に基づき債務弁済した者。

第四〇九条

債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を毀滅した、担保を放棄した、または時効によってその債権を失ったときは、弁済者は返還の請求をすることはできない。

前段の規定は弁済者の債務者及び保証人に対する求償権の行使を妨げない。

第四一〇条

ある効果を期待して債務の弁済をしたが、その効果が生じなかったとき、弁済者が最初からその効果が生じないことを知っていた、または悪意をもってその効果が生じないようにした場合、その者は求償権を失う。

第四一一条

不法の原因のため、または公序良俗に反して債務弁済の給付をした者は、求償権を失う。

第四一二条

不当利得として得た財産がある金額の金銭であるとき、その全額を返還しなければならない。ただし

善意で得たときは、返還時の残額のみを返還しなければならない。

第四一三条

返還しなければならない財産が金銭でなく、善意で得た場合は、現存の財産を返還し、財産の毀損または滅失には責任を負わない。ただし毀損または滅失のための損害賠償を得ていた場合は、責任を負う。

悪意をもって財産を得た場合は、毀損または滅失が不可抗力であったとしても、その毀損または滅失に対して全責任を負う。ただしその財産がどうしても毀損または滅失するものであると証明できる場合は、その限りではない。

第四一四条

財産の返還がその性質上、またはその他の事由で不能であり、善意でその財産を取得したときは、返還時の残有部分だけを返還する。

悪意で取得したときは、その財産の全額を返還する。

第四一五条

金銭で財産を取得した者は、善意である期間中、その財産に発生する利息を得ることができる。

取得者が財産を返還しなければならないとき、返還請求のあった時から悪意をもって取得したことになる。

第四一六条

財産の保全または修繕のために出費した費用は、返還した者に全額を支払う。

ただし利息を得ていた期間の保全のための通常費用、経費は請求できない。

第四一七条

前条第一段に掲げたほかの他の出費については、財産返還者は善意の行為の期間中支払った部分についてのみ返還を請求できる。その出費により返還時に財産が増価した時は、その増加分についてのみ請求できる。

第四一五条第二段の規定をそれぞれ準用する。

第四一八条

悪意で財産を取得し、その財産に変更または増補を加えたとき、その者は返還にあたって自費で元の状態に戻してから返還する。ただし財産の所有者が現状のままの返還を選んだ場合はその限りではない。その場合、所有者は変更または増補にかかった費用、または増価した部分の額を支払う。

返還時に元の状態のままの返還が不能であれば、または返還すれば滅失するときは、取得者は現状のまま返還する。このとき変更または増補による増加分の請求権はない。

第四一九条

不当利得において、被害者が返還請求権を知った時から一年が経過した時、または請求権が生じた時から一〇年が経過した時、告訴することはできない。

第五編

不法行為

第一章

不法行為の責任

第四二〇条

故意または過失によって他人の生命、身体、健康、自由、財産、権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

第四二一条

他人に損害を及ぼす権利の行使は違法である。

第四二二条

損害が他人の保護目的を有する法律の規定への違反によって生じたとき、その違反者が過失者であるとまず推定する。

第四二三条

真実でない内容を話した、または広めたことで、他人の名誉を毀損した、あるいは生計または富に損害を与えた者は、虚偽であることを知らなかったとしても、それを知ることができた場合は、損害賠償する。

虚偽の情報と知らずにその情報を送った者は、その行為によってその者自身または情報の受け手が損害を導いたとしても、情報の送付だけでは損害賠償の責に任じられない。

第四二四条

不法行為の責任のための判決において、裁判所は刑事罰の伴う刑法典の規定に従った審判をしなくともよく、不法行為者の刑事罰を考慮しなくともよい。

第四二五条

被用人が就業中に起こした不法行為の結果において、使用人は被用人と共に責に任じる。

第四二六条

被用人の起こした不法行為のために第三者に損害賠償を支払った使用人は、その被用人に対し求償権を有する。

第四二七条

前二条の規定は、事務管理者、代理人にも準用する。

第四二八条

監督者は被用人が事業の執行中に第三者に対して起こした損害の責に任じられない。ただし監督者が自ら命じた事業の中で、または自らの命令において、あるいは被用人の選定において過失をおかしたときはその限りではない。

第四二九条

未成年者または心神喪失者である事由をもって無能力者である者でも、不法行為の結果に対し責に任じる。無能力者の父母あるいは後見人もまた共に責に任じる。ただし相当の監督義務を怠らなかったと証明できる場合はその限りではない。

第四三〇条

常時または臨時に無能力者を監督する教師、使用人、またはその他の者は、相当の注意を怠ったと証明できるとき、監督中の無能力者の起こした不法行為に対し、無能力者と共に責に任じる。

第四三一条

前二条に掲げた場合において、第四二六条を準用する。

第四三二条

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自連帯でその賠償の責に任じる。共同行為者中のいずれがその損害を加えたかを知ることができないときも同じである。

不法行為の教唆者または扶助者もまた共同不法行為者とみなす。

数人が共同で損害賠償の責に任じられている間、一人一人が平等に責に任じる。ただし状況により裁判所が別様に判断した場合を除く。

第四三三条

動物により損害が生じたとき、動物の所有者または使用者に代わり飼育している者は、その動物によって生じた損害を被った者に対し損害賠償の責に任じる。ただし動物の種類及び性質に応じて、またはその他の状況に応じて相当の注意をもって飼育していたことを証明できるときはその限りではない。あるいは相当の注意を払ってもその損害が生じることを証明できるときはその限りではない。

前段に掲げた責に任じる者は、故意に動物を刺激した、またはなぶった者、あるいは動物を刺激、なぶった別の動物の所有者に対し、求償権を行使することができる。

第四三四条

建物または建造物の設置または保存に瑕疵があったことよって他人に損害が生じたときは、その建物または建造物の占有者は被害者に対して損害賠償の責に任じる。ただし占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意を払ったときは、その損害は所有者が賠償しなければならない。

前段の規定は竹木の栽植または支持に瑕疵ある場合にこれを準用する。

前二段の場合において、他に損害の原因につきその責に任じるべき者があるときは、占有者または所有者はその者に対して求償権を行使することができる。

第四三五条

他人の建物またはその他の建造物によって損害を受けた者は、危害を除くための作業を請求することができる。

第四三六条

建物からの落下物、または投げ捨てられた物によって生じた損害は、建物の中にいた者が賠償の責に任じる。

第四三七条

機械力によって動く輸送機械の占有者または管理者は、その輸送機械によって生じた損害に対し賠償の責に任じる。ただしその損害が不可抗力によって生じた、または被害者の過失によって生じたと証明できるときはその限りではない。

その性質上、または使用目的上、あるいはメカニズムによって危険が生じる物の占有者に対してもまた同じである。

第二章

不法行為の損害賠償

第四三八条

損害賠償の判定にあたって裁判所は不法行為の状況及び程度によって判定する。

損害賠償とは、被害者が不法行為によって損害を受けた財産の返還、またはその財産の価額の支払い、及び損害によって生じた費用の支払いである。

第四三九条

自らの不法行為によって被害者に物を返還しなければならない者は、事故による物の破損、返還不

能、滅失にも責任を負う。ただし物の破損、返還不能、滅失時に注意を怠っていなくてもそれが生じたときはその限りではない。

第四四〇条

他人の物を持ち出したことによりその価額を支払わなければならない場合、また破損のため滅失した物の価額を支払わなければならない場合、被害者側はその価格評価において設定した時より、価額における利息を請求することもできる。

第四四一条

他人の動産を持ち出したことによる、または破損による損害に対する賠償責任を負う者は、持ち出した時点または破損した時点でその物を占有していた者に賠償した時、第三者がその物の所有者である、またはその物に対する他の権利を有していたとしても、免責される。ただし第三者の権利を知っていた、または自らの重大な過失によりそれを知らなかったときはその限りではない。

第四四二条

損害が被害者の過失もあって生じたときは、第二二三条の規定を準用する。

第四四三条

他人を死亡させた場合においては、損害賠償は葬式代に加え、他の必要な費用を含む。

死亡に至らなかった場合においては、損害賠償は治療代に加え、仕事ができなくなったことよりこれまで得てきた利益を失ったことに対する賠償も含む。

ある者の死亡により、その死亡者から法律に基づく援助を受けていた者がその援助を失うときは、その者は損害賠償を受けることができる。

第四四四条

身体または健康に被害を与えた場合においては、被害者はその時点から将来にかけて、自ら出費しなければならない費用、及び職業上の全部または一部の能力を失ったことに対する損害賠償を受けることができる。

裁判の判決時において、損害の実態について知ることができないとき、裁判所は判決において二年以内に判決を変更する権利を保護することに言及することができる。

第四四五条

死に至らしめた、または身体あるいは健康に損害を与えた場合、または自由を奪った場合、もし被害者に家庭内の第三者に対する、または第三者の事業に利益をもたらす仕事をしなければならない法律に基づく義務があるときは、その損害賠償の責に任じる者は、第三者に対し労働できなくなったことの損害賠償の責にも任じる。

第四四六条

身体または健康に損害を加えた場合、自由を奪った場合、被害者は金銭以外の別様の損害についても賠償を請求することができる。その求償権は譲渡できず、相続することもできない。ただしその権利が契約の裏づけがある、またはその権利に基づく訴訟を起こしたときはその限りではない。

刑事上の非行により損害を受けた女性もまた同じ求償権を有する。

第四四七条

名誉毀損で被害者が求めたときは、裁判所は損害賠償に代えて、または損害賠償とともに名誉回復のための行動を加害者に命じることができる。

第四四八条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害または加害者を知ったときより一年間、または不法行為のあった時より一〇年間、これを行なわなかったときは時効によって消滅する。

ただし刑事罰のある過失による損害賠償請求権で、刑事上の時効規定が前段に掲げた時効よりも長いときは、その長い方の時効を適用する。

第三章

免責

第四四九条

法律に基づく防衛のため、または法律に基づく命令による行為によって他人に損害を加えたとき、その者は損害賠償の責に任ぜられない。

被害者は、法律に基づく防衛の事由となった者、または不法行為としての命令を出した者に対して、損害賠償を請求することができる。

第四五〇条

公共の急迫の危難を避けるため財産を毀損した者は、損害が危難の事由に相当するものであれば、損害賠償の責に任ぜられない。

私的な急迫の危難を避けるために財産を毀損した者は、その物を返還しなければならない。

急迫の危難から自分または第三者の権利を防衛するため、危難の事由となった財産を毀損した者は、損害が危難の事由に相当するものであれば、損害賠償の責に任ぜられない。ただし危難がその者の過失によって生じたときは損害賠償の責に任じる。

第四五一条

状況から裁判所または係官に支援を要請しては間に合わず、放置すれば自分の権利が損なわ

れる危難があるとき、自分の権利を防衛するため加害行為をなした者は、損害賠償の責に任ぜられない。

前段の加害行為は、その危難を回避するのに必要なだけに厳格に制限されなければならない。

法律に基づく行為であると誤って第一段の加害行為をなした者は、その誤解が重大な過失でなかったとしても、他人に対して損害賠償の責に任じる。

第四五二条

不動産の所有者は、その不動産に入りこみ損害を加えた他人の動物を捕獲し、損害賠償の担保として差し押さえることができる。状況により必要であれば、その動物を屠殺することもできる。

ただしその者は遅滞なくその動物の所有者に通知しなければならず、その所有者が見つからないときは、動物を捕獲した者は所有者の探索のためしかるべき行動をしなければならない。

第三卷

各種契約

第一編

売買

第一章

売買の形態及び重要原則

第一節

総則

第四五三条

売買とは、当事者の一方であるところの売主が、ある財産権を相手方である買主に移転することを約し、買主が売主にその代金を払うことを約する契約のことである。

第四五四条

売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示し、その意思表示が予約者に達した時より売買の効力を生じる。

前段の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は相当の期間を定め、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨を相手方に催促することができる。相手方がその期間内に確答しなかったときは、予約はその効力を失う。

第四五五条

以後、売買時とは売買契約成立時を意味する。

第四五六条

不動産の売買において、文書化せず、担当官に登録しなかったときは無効とする。カンパン船または六トン以上の船、五トン以上の火力船または機関船、艇、動物動力車もまた同じである。

上記の財産の売買契約に、その財産の売買における予約において、証拠として責に任じる方の署名付きの文書がない、または手付金を払っている、一部債務履行しているときは、訴訟を起こすことができない。

前段の規定は五〇〇パーツ以上の動産の売買契約にも適用する。

第四五七条

売買契約に関する費用は、当事者双方が等分してこれを負担する。

第二節

所有権の移転

第四五八条

売る財産における所有権は、売買契約が成立した時に買主に移転する。

第四五九条

売買契約に条件が付されている、または期限があるときは、財産における所有権の移転はその条件が成就する、または期限が来るまで移転しない。

第四六〇条

はっきりした規定のない財産の売買においては、その財産の実体をはっきりさせるための標示、計数、軽量、計測、選別、またはその他の方法がなされるまでは所有権を移転しない。

特定物の財産売買において、その財産の価額をはっきりとさせるため売主が財産に係る計数、軽量、計測、またはその他の行為をしなければならぬときは、それが行なわれるまでは財産の所有権は買主に移転されない。

第二章

売主の義務と責任

第一節

引き渡し

第四六一条

売主はその売る財産を買主に引き渡さなければならない。

第四六二条

引き渡しはどのような形でもかまわないが、その財産が買主の掌中に至るようにする。

第四六三条

契約において売る財産をある場所から他の場所へ送付することを規定しているときは、引き渡しは運搬人に引き渡した時に完了する。

第四六四条

売買された財産の運搬費は、その支払いが行なわれた場所から別の場所へ運ぶ場合は買主が負担する。

第四六五条

動産の売買において、

(一) 売主が契約よりも少ない財産しか引き渡さなかった場合、買主はその受取を拒否することができる。ただし買主がその財産を受け取ったときは、その比率に沿った価額を払わなければならない。

(二) 売主が契約よりも多い財産を引き渡した場合、買主は契約に沿った財産だけを受け取り、残りは受取を拒絶することもできるし、全部受取を拒絶することもできる。買主が引き渡された財産を全て受け取ったときは、その比率に沿った価額を払わなければならない。

(三) 売主が契約に沿った財産とは別にある財産を混ぜて引き渡した場合、買主は契約に沿った財産だけを受け取り、それ以外は拒絶することも、全部拒絶することもできる。

第四六六条

不動産の売買契約において全面積を示しているが、売主が契約よりも少なく、または多く引き渡した場合、買主は受取を拒絶することも、受け取った上でその比率に沿った価額を払ってもよい。

契約に示された面積の五%以下の不足または超過があったときは、買主は受け取り、その比率に沿った価額を払わなければならないが、その不足超過が買主がそれを知っていたとすれば契約できない程度であった場合は、契約を破棄することもできる。

第四六七条

財産の不足または超過の責任は、引き渡しから一年が経過した時、訴訟を起こすことはできない。

第四六八条

契約に支払い期限がないときは、売主は支払いがあるまで売った財産をとどめ置くことができる。

第四六九条

財産の引き渡し前に売主が破産した、または買主が売買時に破産人となり、それを売主が知らなかった、あるいは買主が支払いの担保として提供した財産が滅失または損壊したとき、契約に支払い期限が規定されていなくとも、買主が適当な担保を積み増さないのであれば、売主は売った財産をとどめおくことができる。（次号につづく）

第三卷

各種契約

第一編

売買

第二章

売主の義務と責任

第一節

引き渡し

第四七〇条

買主が契約内容を履行しないとき、前条までに掲げてきたところに基づき売買の目的物をとどめ置いた売主は、未払いにおける一般解決方法として、買主に指定した期限内に価額及び関連費を支払うよう督促状を出す。

買主が督促に応じなかったときは、売主はその売買の目的物を競売に付すことができる。

第四七一条

競売によって得られた金銭は、売主が未払いになっている価額及び関連費を差し引き、さらに残額があれば買主に直ちに引き渡す。

第二節

滅失に対する責任

第四七二条

売買の目的物が滅失し、減価した、または通常の使用における、あるいは契約上の利益における適合性が低下した場合、売主が責に任じる。

本条の内容は、売主が滅失を知っていたときにも、知らなかったときにも適用する。

第四七三条

以下の場合、売主は責に任ぜられない。

- (一) 買主が売買時に滅失を知っていたとき、または思慮分別のある人であれば期待できるところの注意をもってすれば知ることができたとき。
- (二) 引き渡し時に滅失が明白で、逡巡なく受け取ったとき。
- (三) 競売にかけられたとき。

第四七四条

滅失に対する責任は、その滅失を知ってから一年が経過した時、訴えることはできない。

第三節

権利移転における責任

第四七五条

売買の目的物の占有において、ある者が売買時に売買目的物の財産権を有していたことにより、または売主の過失により、その者が買主の権利を損なうことがあったとき、その責任は売主が負う。

第四七六条

売買時に買主が、買主の権利を損なう者の存在を知っていたときは、売主の責任は問われない。

第四七七条

売主と第三者との間で権利の錯綜に係る訴訟が生じたとき、買主は裁判所に対し、その裁判において売主を買主の共同被告または共同原告とし、同一事件として審判するよう請求することができる。

第四七八条

売主は第三者の要求を否定するために訴訟に参加することが相当だとみなした時、訴訟に参加できる。

第四七九条

権利の剥奪の事由によって、または減価、使用適性の低下、使用の便宜性の低下、目的性の低下といった事由となるある権利下に置かれたことによって、かつ買主が売買時にそれを知らなかったために売買の目的物の所有権が全部または一部、買主から離れたときは、売主の責に任じる。

第四八〇条

法律によって裁判所が不動産を受益義務下においたときは、売主は責に任ぜられない。ただし売主

が契約においてその目的物が用益義務を課されないことを保証した場合はその限りではない。

第四八一条

売主が訴訟の当事者でなかった場合、または買主が第三者との調停和解を受け入れた、あるいは第三者の要求を受け入れた場合、確定判決があった時、調停和解があった時、第三者の要求を受け入れた時から三ヶ月が経過した時は所有権の喪失に対する責任に係る訴訟を起こすことはできない。

第四八二条

以下の場合、売主は所有権の喪失に対する責任に問われない。

- (一) 訴訟がなく、買主の過失によって買主の権利が喪失したことを売主が証明できるとき。
 - (二) 買主が売主の訴訟参加を要求せず、もし売主が訴訟に参加していれば勝訴できたことを売主が証明できるとき。
 - (三) 売主が訴訟に参加したが、裁判所が買主の要求を買主の過失のために退けたとき。
- ただしどんな場合でも、売主が裁判所の訴訟参加のための召喚状にもかかわらず買主と共同被告または共同原告として訴訟に参加しなかったときは、売主は責に任じる。

第四節

責任免除契約

第四八三条

売買契約の当事者は目的物の滅失または所有権の喪失に係る責に売主が任ぜられないことに合意することができる。

第四八四条

責任を免除する契約は、別様の取り決めがない限り、売主の価額の送金義務を回避させない。

第四八五条

責任を免除する契約は、売主が自ら起こした結果、または売主が知っていた、あるいは秘密にしていた事実の結果についての売主の責任を回避させない。

第三章

買主の義務

第四八六条

買主は買った目的物の引き渡しを受け、売買契約に基づく価額を支払わなければならない。

第四八七条

売買の目的物の価額は契約に明記することも、契約に明記した方法をもって決めても、契約当事者間の履行に従い決めてもよい。

価額が先に掲げたように明確に決められていないとき、買主はしかるべき価額を支払う。

第四八八条

買主が買った財産の滅失を発見したとき、未払いの価額全部または一部をとどめ置くことができる。ただし売主が相当の担保を差し出せる場合を除く。

第四八九条

買主が質権者または売買の目的物を要求する第三者から告訴すると知らされたとき、または同様の行為があるというしかるべき事由のあるとき、売主がその問題をすべて解決するまで、または相当の担保を差し出すまで、買主は価額の全部または一部をとどめ置くことができる。

第四九〇条

売買の目的物の引き渡し時が規定されているときは、価額の支払い時も同一時であると推定する。

第四章

特種な売買

第一節

売り預け(買戻し)

第四九一条

売り預けとは、売主が買戻す特約付きの、財産権が買主に移転する売買契約のことをいう。

第四九二条

契約または法律で規定された期間内に売り預けした財産の買戻しがあった場合、あるいは買戻し期間内に買戻し権を放棄することで買戻し人が供託所に買戻し金を供託した場合、売り預けされた財産の所有権は、買戻し人が買戻し金を支払った時から、または買戻し金としての供託物を差し出した時から買戻し人に帰する。

第一段に基づく供託があった場合、供託所の係官は速やかに売戻し人に供託があったことを通知する。このとき買戻し人は第三三三条第三段に基づく遂行をしなくともよい。

第四九三条

売り預けにおいては、契約当事者は買主が売り預けした財産を売却できないよう合意することができ

る。買主がその財産を売却した時は契約違反となり、そのことによって生じた損害に対し責任を持つ。

第四九四条

以下の時間が経過した時、売り預けした財産の買戻し権の行使はできなくなる。

- (一) 不動産の場合は売買時から一〇年。
- (二) 動産の場合は売買時から三年。

第四九五条

契約でそれ以上の期間が規定されていたときは、物の種類によってそれぞれ一〇年、三年に短縮される。

第四九六条

買戻し期間は契約で延長することができるが、買戻し期間が合計で第四九四条に基づく期間を超えるときは、第四九四条に基づく期間まで短縮する。

第一段に基づく買戻し期間の延長は少なくとも売戻し人の署名入りの文書による証拠がなければならぬ。売買の目的物が文書化し係官に登録しなければならない物であるときは、延長は代金を支払ったうえで権利を得、その権利を登記した善意の第三者に対抗し得ない。ただし延長を示す文書または文書化した証拠を係官に登録した、または申告していた場合はその限りではない。

第四九七条

買戻し権は以下の者だけが行使できる。

- (一) 元の売主、または元の売主の相続人。
- (二) 権利譲渡を受けた者。
- (三) 契約で買戻し人と特定した者。

第四九八条

買戻し権は以下の者に対し行使できる。

- (一) 元の買主、または元の買主の相続人。
- (二) 財産または財産権の譲渡を受けた者。ただし動産の場合は、譲渡を受けた者が譲渡時にその財産が買戻し権付きであることを知った時に、買戻し権を行使できる。

第四九九条

買戻し金について特定の規定がないときは、売り預けした価額をもって買い戻す。

買戻し時に、買戻し金または売り預け価額が実際の価額より年一五%を超えていることが明らかであったときは、実際の価額及び超過額につき年一五%を代償する利益と共に買い戻す。

第五〇〇条

買主が負担した売り預けの費用については、買戻し人が買戻し金と共に買主に支払う。買戻しに係る費用は買戻し人が負担する。

第五〇一条

買戻される財産は買戻し時にあった状態で返還する。買主の過失により毀損または滅失した場合は、買主が損害賠償の責に任じる。

第五〇二条

買戻す財産において買戻し人は、元の買主、または元の買主の相続人、あるいは元の買主から譲渡を受けた者が買戻し期間に得た諸権利を取り除き、返還を受ける。

買戻し期間内に財産の賃貸借があり、係官にそれを登記したときは、その賃貸借は売主に対し害を及ぼす目的をもってなされていない場合、賃貸期間の残りがどれだけであっても、一年を超えない範囲であれば有効である。

第二節

モデル販売・説明販売・試用販売

第五〇三条

モデル販売において、売主はモデルと同じ物を引き渡さなければならない。

説明販売において、売主は説明した物と同じ物を引き渡さなければならない。

第五〇四条

モデルまたは説明と同じ物でない物を引き渡したことに対する責任については、引き渡しから一年が経過した時、告訴できない。

第五〇五条

試用販売とは、買主が購入前に目的物の試用機会を有する条件付きの売買のことである。

第五〇六条

目的物の試用は、その期間が定められていないとき、売主がしかるべき期間を定め、買主にその期間中に購入するかどうか答えるよう通告することができる。

第五〇七条

買主が試用する目的物は、買主が契約で定められた、または慣習で定められた、あるいは売主が通告した期間内に試用しなかったとき、売主は以後拘束義務を負わない。

第五〇八条

目的物が試用に供するため買主に引き渡された時、売買は以下の場合に成立する。

- (一) 買主が契約または慣習、通告で定められた期間内に購入を通告しなかったとき、または
- (二) その期間内に買主が目的物を返還しなかったとき、または
- (三) 買主がその目的物の価額を全部または一部支払ったとき、または
- (四) 買主がその目的物を売却した、または購入を示す何らかの行為をしたとき。

第三節

競売

第五〇九条

競売は競売人が打槌し、または競売における慣習に基づき何らかの挙措動作をして合意を示した時成立する。そうした動作をまだ示していないときは、競売参加者は自らの言い値を取り消すことができる。

第五一〇条

買主は競売において、競売公告及び競売人が競売物の価額を知る前に公示した事項に基づき行動する。

第五一一条

競売人は自らが実施する競売において、価額を知ってはならず、人を使って価額を知ってはならない。

第五一二条

売主は自ら、または人を使って価額を知ってはならない。ただし競売公告によって売主が価額を知る権利があると公示された場合はその限りではない。

第五一三条

競売人が提示された最高価額がまだ十分でないと判断すれば、競売から競売物を引き上げることができる。

第五一四条

競売参加者は、他の者がそれよりも高い価額を提示した時、その成立、不成立を問わず、自ら提示した価額における拘束義務を負わない。また競売から競売物が引き上げられた時も、引き上げられた時点から拘束義務を負わない。

第五一五条

最高価額を提示した競売参加者は、売買が成立したとき、または競売公告で定められた期間が経過した時、現金によってその価額を支払わなければならない。

第五一六条

最高価額提示者が価額を支払わなかったとき、競売人はその競売物を持ち出し、もう一度売却をやり直す。やり直しによって金銭を得たが価額及び競売費に足りないときは、元の最高価格提示者が足りない部分について責に任じる。

第五一七条

競売人が第五一五条または第五一六条に基づき行動しなかったことにより、競売における収入の一部が未払いになっているとき、競売人が責に任じる。

第二編

交換

第五一八条

交換とは当事者が相互に財産所有権を移転しあう契約のことである。

第五一九条

売買の編における諸条の規定を交換にも適用する。交換契約の当事者は、交換において自ら財産を引き渡す場合は売主、財産の引渡しを受ける場合は買主とする。

第五二〇条

交換契約の当事者の一方がもう一方に交換物に加えて金銭を譲渡することに合意したとき、売買の編の価額についての規定をそうした金銭にも適用する。

第三編

贈与

第五二一条

贈与とは、贈与者と呼ぶ一方の当事者が己の財産を受贈者と呼ぶ相手方に無償で与える意思を表示し、相手方がその財産の受け取りを承諾した契約のことである。

第五二二条

贈与は、受贈者に対する債務免除、または受贈者が未返済の債務を履行してやることでこれを行なうことができる。

第五二三条

贈与は、贈与する財産を引き渡した時、効力を生じる。

第五二四条

証書を有する権利の贈与は、受贈者にその証書を引き渡さず、その権利上の債務者に文書でそれを通知しなかった場合、効力は生じない。

第五二五条

その売買を文書にし係官に登録しなければならない財産の贈与は、文書にし係官に登録した時に成立する。この場合においては、引き渡しが行なわれなくても効力を生じる。

第五二六条

文書にし係官に登録した財産の贈与、またはその約束は、登記した後に贈与者がその財産を受贈者に引き渡さないとき、受贈者はその財産、またはその財産に代る価額の引き渡しを請求することができる。ただし損害賠償金を請求することはできない。

第五二七条

定期の給付による贈与の場合は、贈与者または受贈者が死亡した時に終了する。ただし債務上明らか意思に反するときはその限りではない。

第五二八条

負担付贈与において、受贈者がその負担を負わなかったときは、贈与者は相殺契約の解除に係る権利の場合に掲げた条件をもって、負担部分においてのみ、不当利得の返還に係る規定に基づき贈与した財産の返還を求めることができる。

ただしその請求権は、第三者がその負担の請求権を有していた場合、なくなる。

第五二九条

財産の価値が負担額に足りないときは、受贈者がその財産の価値に等しい部分においてのみ負担する。

第五三〇条

負担付贈与については、その負担の限度においてのみ、滅失または権利の請求に対し、贈与者は売主と同じく担保の責に任じる。

第五三一条

以下の場合に、受贈者の不義を事由に贈与者が贈与を取り消すことができる。

- (一) 受贈者が刑法典に基づく重大な刑事違反によって贈与者に害を加えた、または
- (二) 受贈者が贈与者の名誉を著しく毀損した、または
- (三) 贈与者が困窮にあり、受贈者が生活必需品を供与できる状態にある時、受贈者が贈与者に対する生活必需品の供与を拒否した。

第五三二条

贈与者の相続人は、受贈者が意図的かつ法律に基づかず贈与者を死に至らしめた、または贈与者が贈与を取り消すのを妨害した事由をもってのみ、贈与を取り消すことができる。

ただし贈与者が贈与取消で訴訟を起こした場合は、贈与者の相続人はその訴訟を継続できる。

第五三三条

贈与者が受贈者の不義を許した時、または贈与を取り消すことができる者がそうした不義の事由を知った日から六ヶ月が経過した時、贈与の取消はできない。

そうした事由があった時から一〇年が経過した時、訴訟に訴えることはできない。

第五三四条

贈与が取り消された時、本法典の不当利得の規定に基づき、財産を返還する。

第五三五条

以下の贈与は不義を事由に取り消すことができない。

- (一) 正真の功労金。
- (二) 負担付贈与。
- (三) 慈善に基づく贈与。
- (四) 婚姻における贈与。

第五三六条

贈与者の死亡により効力が生じる贈与は、相続及び遺言法の規定に従う。

第四編

賃貸借

第一章

総則

第五三七条

賃貸借とは、賃貸人と呼ぶ一方の当事者が、賃借人と呼ぶもう一方の当事者に対して期限のある期間にわたってある財産を使用させる、またはその財産からの利益を得させることを約し、賃借人がその賃金を払うことを約する契約のことである。

第五三八条

不動産の賃貸借は、責に任じる方の署名のない証拠書類がないとき、訴訟を起こすことができない。三年を超える賃貸借、または賃貸人あるいは賃借人の存命期間にわたる賃貸借は、それを書類にし係官に登録しなかったとき、三年までの分のみ訴訟を起こすことができる。

第五三九条

賃貸借契約の際の費用は双方の当事者が等分して負担する。

第五四〇条

不動産の賃貸借は三〇年を超えてはならない。それ以上の期間にわたる賃貸借契約はその期間を三〇年とする。

賃貸借の期間は契約更新により延長することができるが、契約更新から三〇年を超えてはならない。

[注 / 九九年五月一九日に施行された商工業用不動産賃貸借法により、商工業用に限り賃貸借期間は五〇年まで延長されている]

第五四一条

賃貸借契約は、その期間を賃貸人または賃借人の存命期間とすることができる。

第五四二条

複数の賃貸借契約があり、複数の者が同一の動産を請求したときは、賃貸借契約をもって最初に賃借人となった者の占有となる。その者は他の者に対し優先権を有する。

第五四三条

複数の賃貸借契約があり、複数の者が同一の不動産を請求したときは、以下のように判定する。

(一) その賃貸借が法律によって登記が義務付けられているものでなければ、賃貸借契約によって先にその財産を占有した賃借人が優先権を有する。

(二) その賃貸借が法律によって登記が義務付けられているものであれば、先に登記した賃借人が優先権を有する。

(三)その賃貸借が法律によって登記が義務付けられているものと、義務付けられていないものの両方であれば、先に登記した賃借人が優先権を有するが、その登記の前に賃貸借による占有をなした者についてはその限りではない。

第五四四条

賃借人が賃借した財産を第三者に対してその財産の全部または一部を転貸あるいは譲渡することはできない。ただし賃貸借契約において別様の合意がある時はその限りではない。

賃借人が本条の規定に違反したときは、賃貸人は契約を解除することができる。

第五四五条

賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は賃貸人に対して直接に義務を負う。この場合においては借賃の前払いをもって賃貸人に対抗することはできない。

前段の規定は賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。

第二章

賃貸人の権利と責任

第五四六条

賃貸人は賃貸物を修繕した状態で引き渡さなければならない。

第五四七条

賃借人は賃借物の保存に必要かつ適当な費用を負担しなければならない。賃貸人は通常の保全及び小修繕の費用を除き、賃借人に対し弁償しなければならない。

第五四八条

賃貸人が賃貸借の目的のための使用に適さない状態で賃貸物を引き渡したとき、賃借人は契約を解除することができる。

第五四九条

賃貸物の引き渡し、賃貸物の滅失及び権利の剥奪における賃貸人の責任、責任免除を含む契約に、本法典の売買の規定を準用する。

第五五〇条

賃貸人は賃貸期間中に生じた滅失に対する責に任じ、必要な修繕を行なわなければならない。ただし法律または慣習で賃借人が自ら行なわなければならない修繕はその限りではない。

第五五一条

賃貸物の滅失が賃借人の使用及び目的を損なう事由になっておらず、賃貸人がこれを解決できるとき、賃借人が賃貸人に対して滅失の解決を求め、賃貸人がしかるべき期間内に解決しなかった場合、賃借人は契約を解除することができる。滅失が重大である場合もまた同じである。

第三章

賃借人の権利と責任

第五五二条

賃借人は、慣習に基づき、または契約で規定された使用法以外の賃借物の使用はできない。

第五五三条

賃借人は、分別のある者が自分の財産を保存するのと同様に、賃借物を保存しなければならず、保全と共に小さな修繕もしなければならない。

第五五四条

賃借人が第五五二条、第五五三条の規定に違反した、または契約に違反したとき、賃貸人は法律または契約に従った行為を賃借人に求めることができる。賃借人がその行為をしなかった場合、賃貸人は契約を解除することができる。

第五五五条

賃借人は、賃貸人または賃貸人の代理人が定期的にしかるべき時間、しかるべき期間、賃貸借物を視査することを容認しなければならない。

第五五六条

賃貸借の間、緊急に賃貸借物の修繕が必要な事由があり、賃貸人が修繕のための必要な行為を行なおうとしたとき、その行為が不便をもたらすものであっても賃借人はこれを拒むことはできない。ただし修繕の時間がかかりすぎ、賃借物が賃借の目的のための使用に適さない事由となったとき、賃借人は契約を解除することができる。

第五五七条

以下の場合において、

- (一) 賃借物に賃貸人が修繕すべき滅失が生じたとき、
 - (二) 賃借物への危害を防止するための行為が必要なとき、
 - (三) 第三者が賃借物に侵入してきた、または賃借物についての権離を主張してきたとき、
- 賃借人は遅滞なく賃貸人に通知する。ただし賃貸人がすでにそれを知っていたときはその限りではな

い。

賃借人が前段までの行為をしなかったために、その不行為によって賃貸人が損害を受けた時、賃借人は賃貸人に対し責任を負う。

第五五八条

賃借人が賃貸人からの許可を得ずに、賃借物の分割または増設をすることはできない。賃借人が許可を得ずに分割または増設をしたときは、賃貸人が賃借人に対し賃借物を元の状態に復旧することを請求した時、分割または増設により生じた滅失について、賃借人は賃貸人に対し責任を負う。

第五五九条

契約または慣習により借賃の支払い時が決まっていない場合、合意した各期の期末に支払う。例えば一年を一期とした場合は年末に、一月を一期とした場合は月末に支払う。

第五六〇条

賃借人が借賃を払わないとき、賃貸人は契約を解除することができる。

ただし借賃の支払いが月ぎめ、または月ぎめ以上の長い期間であるときは、賃貸人は一五日以内の期限に支払うよう賃借人に通知しなければならない。

第五六一條

契約当事者の署名のある賃貸借物の状態について示した書類を作成しなかったとき、賃借人は修繕された状態で賃借物を受け取ったものと推定し、契約が解除または終了した時、賃借人はその状態のまま賃借物を返還しなければならない。ただしその賃借物が引き渡し時に修繕されていなかったと証明できる場合はその限りではない。

第五六二条

賃借人は、賃借人自身または賃借人と一緒にいる者、あるいは転借人の過失で賃借物に与えた滅失の責に任じる。

ただし適法の賃借物の使用によって生じた滅失に対して賃借人は責に任ぜられない。

第五六三条

賃貸人は賃借物の返還を受けてから六ヶ月が経過した時、訴訟を起こすことはできない。

第四章

賃貸借契約の終了

第五六四条

賃貸借契約は、合意した期間が満了した時、事前の申し入れがなくとも、終了する。

第五六五条

畑地の賃貸借は一年の賃貸借と推定する。

田地の賃貸借もまた一年の耕作季であるものと推定する。

第五六六条

賃貸借の期間が合意で明らかでない、または推定できないときは、借賃の支払い期末がきた時、契約当事者の一方が契約を解除することができる。ただし支払い期間の間に、その旨をもう一方の当事者に申し入れなければならない。ただし二ヶ月を超えて事前に申し入れる必要はない。

第五六七条

賃貸借物の全部が消滅したとき、賃貸借契約もまた終了する。

第五六八条

賃貸借物の一部が滅失し、その滅失が賃借人の過失によるものではないとき、賃借人は滅失した部分に応じて借賃の減額を請求することができる。

この場合、残存する部分だけでは賃借人が賃借した目的を達することができないときは、賃借人は契約を解除することができる。

第五六九条

不動産の賃貸借契約は賃貸借物の物権の譲渡をもっては終了しない。

譲渡を受けた者は譲渡人が賃借人に対して有する権利及び義務も引き受ける。

第五七〇条

合意された期間が満了した後も賃借人が賃借物を占有し、賃貸人もその事実を知っていながら異議を述べなかったときは、契約当事者は期間を定めず新たに契約したものとみなす。

第五七一条

賃借人が稲を植えた後に田地の賃貸借が解除された、または終了したときは、賃借人は収穫までその田の権利を有し、占有することができる。ただし借賃は払わなければならない。

第五編

賃貸借売買

第五七二条

賃貸借売買とは、財産の所有者が賃借人にその財産を賃借し、賃借人がある回期にある金額を払うという条件をもってその財産を売却する、または賃借人に財産上の権利を移転することを約した契約のことである。

第五七三条

賃借人は己の費用を負担した上で所有者に賃貸借売買物を返還した時、契約を解除することができる。

第五七四条

二回にわたって支払い不履行があった、または契約の重要部分で違約があった場合、賃貸借売買物の所有者は契約を解除することができる。その場合、それまでに支払われた金銭は賃貸借売買物の所有者に帰すと共に、賃貸借売買物も占有することができる。

最終回の支払い不履行により契約違反があった場合においては、賃貸借売買物の所有者は、もう一期の期間が経過した時、それまで支払われた金銭を没収し、賃貸借売買物を占有することができる。

第六編

雇用

第五七五条

雇用とは、労務者と呼ぶ当事者の一方が使用者と呼ぶもう一方の当事者に対し労務に服することを約し、使用者がその労務に対し報酬を与えることを約した契約のことである。

第五七六条

状況によりその労務が提供されるかどうか予期できないときは、報酬が支払われる合意があるものと間接的にみなす。

第五七七条

使用者は労務者の承諾があればその権利を第三者に譲渡することができる。

労務者は使用者の承諾があれば第三者をして自己に代って労務に服させることができる。

契約の一方の当事者が本規定に違反したときは、もう一方の当事者は契約を解除することができる。

第五七八条

労務者がはっきりと、または間接的に自己の特殊な技能を保証したときは、その技能が喪失したことが明らかである場合、使用者は契約を解除することができる。

第五七九条

労務者がしかるべき事由をもって労務を提供せず、その期間が短期間であれば、使用者は契約の解除権を持たない。

第五八〇条

契約または慣習で報酬の支払い時が規定されていないときは、労務を終えた時に支払われるものとする。報酬支払いが期間によって規定されているときは、各期間が終わった時に支払われるものとする。

第五八一条

合意した雇用期間が終了した後も労務者が継続して労務を提供し、使用者もそれを知り異議を述べなかったときは、契約当事者が元の契約と同一の契約を新たに結んだものと推定する。ただし当事者は次条以降に掲げた内容に従い、契約を解除することができる。

第五八二条

契約当事者が契約に雇用期間を定めていないとき、当事者はある期間の報酬が支払われる時、または支払われる前に前もって申し入れることによって契約を解除できる。期間をもって報酬を定めているときは、解約の申し入れは次期以降に対してこれを行なうことができる。ただし申し入れは前もって三ヶ月を超える必要はない。

契約の申し入れがあった時、使用者は申し入れに基づき解約までに支払うべき報酬を労務者に支払い、労務者をその労務から即座に離任させることができる。

第五八三条

使用者が意図的に使用者の合法の命令に背いた、または習性的にそうした命令を無視した、労務を放棄した、重大な過失をおかした、あるいは正しくかつ誠実に達成すべき自己の責務に反する行為をなしたとき、使用者は事前の通知なしに、または損害賠償なしに解雇することができる。

第五八四条

雇用の重要部分が使用者である者の能力に依拠するときは、使用者の死によって雇用契約は中断する。

第五八五条

雇用が終了した時、労務者は労務を提供した期間および労務の内容についての証明書を受け取ることができる。

第五八六条

労務者が使用者によって別地から雇用され、使用者がその路賃を負担した場合、雇用が終了した時、契約に別様の規定がないときは、使用者が帰路の路賃も負担しなければならない。ただし以下の条件の下でなければならない。

- (一) 労務者の行為または過失によって契約が解除または中断されたのではない。および
- (二) 使用者がしかるべき期間内に雇用された土地に帰るとき。

第七編

請負

第五八七条

請負とは、請負人と呼ぶ当事者の一方が、注文者と呼ぶ一方の当事者に対し、ある仕事を完成することを約し、注文者はその仕事の結果に対して報酬を与えることを約した契約のことである。

第五八八条

完成させる仕事のための道具は請負人が用意する。

第五八九条

請負人が仕事のための材料を用意するときは、良種のものを用意しなければならない。

第五九〇条

注文者が材料を用意するときは、請負人はその材料を注意及び節約をもって使用し、無駄にしてはならない。仕事が完成した時、残りの材料がある場合は注文者に返還する。

第五九一条

注文者が与えた材料によって、または注文者の指図によって、仕事において瑕疵または遅延が生じたときは、請負人は責に任ぜられない。ただし請負人がその材料または指図が適当でないことを知っていたながら異議を述べなかったときはその限りではない。

第五九二条

請負人は注文者または注文者の代理人が工作中的のいつでも仕事を視査することを容認しなければならない。

第五九三条

請負人がしかるべき時に仕事を開始しなかった、または契約の定めに違反して仕事に遅延した、あるいは注文者の過失なく仕事に遅延し、合意した期間内にその仕事が完成しないと前もって予期できる

ときは、注文者は仕事の目的物の受け渡し期限を待たずに契約を解除できる。

第五九四条

仕事中にその仕事が瑕疵あるものになる、または請負人の過失によって契約違反になりうるとははっきりと予期できるとき、注文者は請負人に対して瑕疵の補修を申し入れる、または定めたしかるべき期間内に契約に沿った仕事を行なうよう申し入れることができる。請負人がその申し入れを聞き入れない、または期限までに実行しない時、注文者はその仕事の補修または継続を第三者に行なわせることができ、請負人は損害を認め、仕事の補修または継続の全費用を負担する。

第五九五条

請負人が材料を用意したとき、瑕疵における請負人の責は本法典の売買の編の規定を適用する。

第五九六条

請負人が契約で定めた期限に間に合わずに仕事を引き渡した、または契約で期限を定めていない場合は相当の時間が経過した時に、注文者は報酬を減額することができる、または契約の重要部分が時間である場合は契約を解除することができる。

第五九七条

注文者が躊躇なく仕事の目的物を受け取ったとき、請負人は受け渡しの遅延に係る責に任ぜられない。

第五九八条

注文者がはっきりとわかる、または間接的にわかる瑕疵のある仕事の目的物を受け取ったとき、請負人はその瑕疵の責に任ぜられない。ただしその瑕疵が受け渡しの時にわからなかった、または請負人が隠していた場合はその限りではない。

第五九九条

仕事の目的物の受け渡しが遅れた場合、または仕事の目的物に瑕疵がある場合、注文者は報酬支払いを中止することができる。ただし請負人がしかるべき担保を差し出したときはその限りではない。

第六〇〇条

契約に別様の規定がない限り、請負人は引き渡しから一年以内に明らかになった仕事の目的物の瑕疵について責に任じる。仕事の目的物が木造以外の土地の工作物である場合は五年以内に明らかになった仕事の目的物の瑕疵について責に任じる。

ただし請負人がその瑕疵を隠していたことが明らかになった時は期間の制限はない。

第六〇一条

滅失・毀損が明らかになってから一年が経過した時、注文者が請負人を訴えることはできない。

第六〇二条

仕事の報酬は仕事の目的物の引き渡し時に支払われる。

仕事の目的物が部分部分の引き渡しと定められており、報酬額も部分部分の額が示されているとき、それぞれの部分の報酬は、その部分の引き渡し時に支払われる。